

バングラデシュ人民共和国
2009 年商標法
2009 年法律第 19 号 2009 年 3 月 24 日改正

目次

第 I 章 序

- 第 1 条 略称及び施行日
- 第 2 条 定義

第 II 章 登録官、特許、意匠及び商標、商標登録局並びに登録要件

- 第 3 条 商標登録官、商標登録局等
- 第 4 条 商標登録簿
- 第 5 条 商品又は役務の一定区分の登録
- 第 6 条 登録簿への登録要件
- 第 7 条 色彩使用に関する制限
- 第 8 条 一定事項の登録禁止
- 第 9 条 化学物質名の禁止
- 第 10 条 同一又は誤認を生ずるほど類似する商標の登録禁止
- 第 11 条 生存者又は死亡者の名称使用
- 第 12 条 商標の部分登録及び連続商標の登録
- 第 13 条 連合商標としての登録
- 第 14 条 権利放棄の対象となる商標登録

第 III 章 登録手続き及び登録期間

- 第 15 条 登録出願
- 第 16 条 受理の取消し
- 第 17 条 出願の公告
- 第 18 条 登録に対する異議申立て
- 第 19 条 補正
- 第 20 条 登録
- 第 21 条 共有商標
- 第 22 条 登録の存続期間、更新及び回復
- 第 23 条 更新手数料不納による登録抹消の効果

第 IV 章 登録の効果

- 第 24 条 非登録商標に侵害訴訟はない

- 第 25 条 登録により付与される権利
- 第 26 条 商標の侵害
- 第 27 条 侵害に該当しない行為
- 第 28 条 有効性の一応の証拠となる登録
- 第 29 条 一定期間後に有効性が確定する登録
- 第 30 条 先使用权の除外
- 第 31 条 商品又は役務の名称、住所又は表示の除外
- 第 32 条 物品、物質又は役務に関する名称又は表示としての単語の除外

第 v 章 譲渡及び移転

- 第 33 条 登録所有者の譲渡及び受領書発行の権限
- 第 34 条 登録商標の譲渡可能性及び移転可能性
- 第 35 条 非登録商標の譲渡可能性及び移転可能性
- 第 36 条 複数の排他的権利が発生する譲渡又は移転に関する制限
- 第 37 条 排他的権利がバングラデシュ国内の別の地域で生ずる場合の譲渡又は移転に関する制限
- 第 38 条 事業の営業権とともにしない譲渡の条件
- 第 39 条 証明商標及び連合商標の譲渡及び移転の条件
- 第 40 条 譲渡及び移転の登録

第 VI 章 商標の使用及び登録使用权者

- 第 41 条 設立中の会社により予定される商標の使用
- 第 42 条 登録簿からの抹消及び不使用による制限の付加
- 第 43 条 周知商標の防護商標登録
- 第 44 条 登録使用权者
- 第 45 条 登録使用权者等としての登録出願
- 第 46 条 侵害に対する登録使用权者の提訴権
- 第 47 条 登録使用权者としての登録を変更又は取り消す登録官の権限
- 第 48 条 譲渡又は移転の権利を有しない登録使用权者
- 第 49 条 商標の使用と均等な連合商標の一つ又は実質的に同一である商標の使用
- 第 50 条 輸出貿易向けの商標の使用及び取引形態が変わった場合の使用

第 VII 章 登録簿等の是正及び補正

- 第 51 条 登録を取り消す若しくは変更する、又は登録簿を是正する権限
- 第 52 条 登録簿の訂正
- 第 53 条 登録商標の変更
- 第 54 条 商品又は役務の分類改正又は差替えにおける登録簿記載内容の調整

第 VIII 章 証明商標

- 第 55 条 証明商標に適用されない本法の規定
- 第 56 条 証明商標の登録
- 第 57 条 標章が証明商標であるか否かの判断
- 第 58 条 証明商標の登録出願
- 第 59 条 政府による登録出願の審査
- 第 60 条 証明商標の登録に対する異義申立て
- 第 61 条 証明商標の使用管理規約の付託
- 第 62 条 証明商標の登録により付与される権利
- 第 63 条 証明商標の侵害
- 第 64 条 証明商標の侵害に該当しない行為
- 第 65 条 登録の取消し又は変更

第 IX 章 繊維製品に関する特則

- 第 66 条 繊維製品
- 第 67 条 繊維製品の登録に関する制限
- 第 68 条 反物、綿織糸及び綿糸の長さの押印表示
- 第 69 条 反物としての指定
- 第 70 条 見本による繊維製品の特性判断

第 X 章 違反行為、刑罰及び手続き

- 第 71 条 商標及び商品表示を付することの意味
- 第 72 条 商標の偽造及び不正に付すること
- 第 73 条 不正な商標及び虚偽の商品表示等を付することに対する罰則
- 第 74 条 不正な商標又は虚偽の商品表示を付した商品販売に対する罰則
- 第 75 条 反物等の搬出に対する罰則
- 第 76 条 登録商標の虚偽表示に対する罰則
- 第 77 条 商標当局と関連があるように事業所を不当に表示することに対する罰則
- 第 78 条 登録簿の不実記載に対する罰則
- 第 79 条 商品の没収
- 第 80 条 標章及び表示に関する善意の法令違背
- 第 81 条 被疑者が登録の無効の抗弁を行う場合の手続き
- 第 82 条 会社による違反
- 第 83 条 一定の違反の管轄権
- 第 84 条 海路輸入される商品の原産地証明
- 第 85 条 防禦又は訴追の費用
- 第 86 条 訴追の期限
- 第 87 条 犯行に関する情報

第 88 条 バングラデシュ国外における犯行の教唆に対する刑罰

第 89 条 政府の指示権

第 XI 章 雑則

第 90 条 標章付商品の販売における黙示的な保証

第 91 条 登録官の手続き及び権限

第 92 条 手続き当事者の死亡

第 93 条 期間の延長

第 94 条 放棄

第 95 条 政府に対する手続き

第 96 条 地方裁判所に提起すべき侵害訴訟等

第 97 条 侵害又は詐称通用に関する訴訟における救済

第 98 条 一定の場合に高等裁判所に行うべき登録簿の是正に係る申請

第 99 条 高等裁判所への登録簿の是正に係る申請手続き

第 100 条 上訴

第 101 条 高等裁判所の規則制定権

第 102 条 商標の有効性又は登録が争われる場合の訴訟手続きの中止

第 103 条 訴訟手続きにおける登録官の出廷権

第 104 条 高等裁判所への手続きにおける登録官の費用

第 105 条 一定の手続において提訴される登録使用权者

第 106 条 登録簿記載事項の証拠及び登録官がなした行為

第 107 条 登録官及びその他職員に登録簿の提出を強いることはできない

第 108 条 商品又は役務に原産地表示を求める権限

第 109 条 虚偽の商標が付された輸入品に関する情報請求権

第 110 条 有効性の証明書

第 111 条 通知の送達住所

第 112 条 考慮すべき取引慣行等

第 113 条 代理人

第 114 条 登録されない書類

第 115 条 索引

第 116 条 公衆の縦覧に供される書類

第 117 条 手数料

第 118 条 適用除外等

第 119 条 締約国に関する特則

第 120 条 条約出願に関する特則

第 121 条 互惠主義に関する規定

第 122 条 団体標章

第 123 条 情報及び通信技術の使用及び利用

第 124 条 規則の制定

第 125 条 商標に関し議会に提出すべき報告書

- 第 126 条 英文公開
- 第 127 条 廃止及び特例
- 第 128 条 特例に関する特則

第I章 序

第1条 略称及び施行日

- (1) 本法は2009年商標法ともいう。
- (2) 本法は2008年7月1日から施行したとみなされるものとする。

第2条 定義

本法において、主題又は文脈に矛盾がない限り、次のとおりとする。

- (1) 「優先日」とは、商品及び役務に対する商標権の優先権の基礎としてパリ条約で採択された先願の日付をいう。
- (2) 「許諾された使用」とは、ある登録商標との関連において、当該商標が登録されている条件又は制限を遵守した、当該商標の登録使用権者による、商品又は役務に関する使用をいう。
- (3) 「国際分類」とは、世界知的所有権機関又は標章の登録のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定で採択された分類をいう。
- (4) 「地方裁判所」とは、地方判事裁判所をいい、付帯地方判事裁判所又は合同地方判事裁判所も含む。
- (5) 「虚偽の商品表示」とは次に挙げるものをいう。
 - (a) 当該表示が付される商品又は役務の重要な点において不実であるか誤認を生ずるおそれのある商品表示を使用すること。
 - (b) 商品又は役務に関する商品表示に不実であるか誤認を生ずるおそれのある追加、削除又は改変を行うこと。
 - (c) 商品表示で、容器内に入れられた商品の正確な量がヤード原器又はメートル原器の総量より多いように示すこと。
 - (d) 商品のいずれの品目であっても、実際にその者のものである品物又は製品をそれ以外の者の商品又は製品であると人に誤認させるおそれのある方法で、当該品目に何らかの標章又はその配列若しくは組合せを付すること。
 - (e) 商品又は役務の商品表示に虚偽の名称又は人の頭文字を、当該名称又は頭文字が次に掲げるものであるかのような方法で使用すること。
 - (i) 商標ではない、又は商標の一部ではないもの
 - (ii) 当該表示を付した商品又は役務と関連する事業を営む者であって、その者の名称又は頭文字の使用を許諾していない者の名称又は頭文字と同一であるか又はまぎらわしいもの
 - (iii) 架空の人物又は当該表示を付した商品又は役務と関連する事業を営む、善良ではない者の名称又は頭文字いかなる商品表示も、商標であると商標の一部であるとを問わず、本法の目的の範囲内で虚偽の商品表示とみなされる。

- (6) 「審判機関」とは、登録官又は場合に応じて何らかの手續が係属している裁判所をいう。
- (7) 「商品表示」とは、次に掲げるものに関する表示、記述又はその他直接若しくは間接の標識をいう。
- (a) 商品又は役務の個数、数量、度量、ゲージ又は重量
 - (b) 取引で一般に使用又は認識される分類による商品又は役務の品質基準
 - (c) 1940年薬品法に定義する「薬品」又は1959年純正食品条例に定義する「食品」の場合は商品の強度、性能又は品質
 - (d) 商品又は役務が製造若しくは生産された場所若しくは国又は時間
 - (e) 製造者又は商品若しくは役務の製造や提供が向けられた者の名称及び住所、又は同一性に関するその他の指標
 - (f) 商品又は役務の製造又は生産の方式
 - (g) 商品又は役務を構成する材料
 - (h) 商品又は役務に関する一切の既存の特許、特権又は著作権。これらは次に掲げる表示を含む。
 - (i) 商慣習に従い一般的に(a)節から(g)節までにいう事項の商品表示として扱われる標章の使用に関する表示
 - (ii) 通関申告書又は積荷送り状に記載される輸入商品に関する表示
 - (iii) その他上記事項の一切について誤解又は誤認のおそれのある表示
- (8) 「商標」とは、次に掲げるものをいう。
- (a) 本法の第77条を除く第10章に関して、
 - (i) 取引の過程で商品と、当該標章の使用権を専有する者との関係を示す目的で商品について使用される登録商標又は標章
 - (ii) 取引の過程で当該標章の使用権を専有する者であることが示されるように、役務について使用される標章
 - (b) 本法の他の条項に関連して、取引の過程で商品と、専有権者又は登録使用権者として当該標章の使用権を有する者との関係を示す役務又は商品について使用される、又は使用を提案される標章
 - (c) 証明商標
- (9) 「民事訴訟法」とは1908年民事訴訟法(1908年法律第5号)をいう。
- (10) 「名称」には名称の省略形又は頭文字を含む。
- (11) 「登録官」とは、本法第3条にいう登録官をいう。
- (12) 「所定の」とは、最高裁判所における手続きについては最高裁判所が定める規則により規定されることをいい、その他の手続きにおいては政府が制定する規則により規定されることをいう。

- (13) 「登録簿」とは、本法第4条にいう商標の登録簿をいう。
- (14) 「登録された」とは、本法に基づき登録されたことをいう。
- (15) 「登録商標」とは、登録簿に記載された商標をいう。
- (16) 「登録使用権者」とは、本法第44条に基づく登録使用権者をいう。
- (17) 「登録所有者」とは、商標の所有者として登録簿に名称が記録される者をいう。
- (18) 「商品」とは、農産物及び薬用植物を含めて取引又は製造の対象となるものすべてをいう。
- (19) 「パリ条約」とは、1883年3月20日の「工業所有権の保護に関するパリ条約」の最新改訂版をいう。
- (20) 「誤認を生ずるほど類似する標章」とは、誤認又は混同を生ずるおそれがあり、本法に基づき登録された他の標章に類似する標章をいう。
- (21) 「規程」とは、証明標章として登録されバングラデシュ政府が承認した商標の使用に関する規程をいう。
- (22) 「規則」とは、本法に基づき制定された規則をいう。
- (23) 「標章」には、図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、単語、文字、記号、数字、図形要素、色彩の結合、又はそのいずれかの結合を含む。
- (24) 「包装」には、ケース、箱、容器、覆い、フォルダ、入れ物、小箱又は瓶、包装紙、ラベル、印、券、巻き枠、カプセルキャップ、蓋、ストッパ及びコルク栓を含む。
- (25) 「団体標章」とは、登録出願において次の各号に指定される視認することができる標識をいう。
- (a) 異なる企業の商品又は役務の、出所又は品質を含むその他の共通特性を識別可能である。
 - (b) 団体標章の登録所有者が支配する異なる企業によって使用される。
 - (c) 商品又は役務に関し、単一の法的主体として同一事業に集団で従事する個人のグループによって使用される。
- (26) 「政府」とは、証明商標の場合は商標登録局である省又は庁の行政官庁の長官をいい、その他の場合は省又は庁の行政官庁をいう。
- (27) 「連合商標」とは、本法に基づき連合商標として登録可能であるか、連合商標としての

登録が求められる商標をいう。

(28) 「証明商標」とは、取引の過程において、出所、材料、製造方式、品質、精度又はその他の特性について何人かにより証明された商品を、そのように証明されていない商品と識別するものとして何らかの商品又は役務について採用された標章であり、かつ、当該商品又は役務について本法第8章の条項に基づき、その者の証明商標の所有者としての名称でかかる登録が可能なものをいう。

(29) 「制限」とは、登録によって商標権者として付与された当該商標に係る排他的利用権に対する制限をいい、使用の態様に関する制限には、バングラデシュの国内外における商品のマーケティング又は役務提供分野〔に対する制限〕が含まれる。

(30) 「役務」とは、取引又は事業の過程において金銭又は金銭的価値を対価として提供される役務をいい、商品は含まない。

(31) 「移転」とは本法に基づく移転、死亡者の代理人への委譲、及び譲渡に該当しないその他一切の態様の移転をいう。

第II章 登録官、特許、意匠及び商標、商標登録局並びに登録要件

第3条 商標登録官、商標登録局等

- (1) 本法の目的上、次に掲げるとおりとする。
 - (a) 1911年特許意匠法(1911年法律第2号)(以下本条において同法という)に基づき創設された特許、意匠及び商標部門の商法登録部を同法による商標登録局とする。
 - (b) 商標登録局には商法登録官と呼ぶ登録官を置き、同法に基づき任命された特許、意匠及び商標の登録官を商標登録官とする。
- (2) 商標の登録を促進することを目的として、政府は官報で告示することにより商標登録局の支局を1局以上開設することができる。
- (3) 商標登録局又はその支局は、登録を含む商標に関するすべての職務を執行する。
- (4) 政府は官報に告示して必要数の副登録官を任命することができる。
- (5) 副登録官は本法に基づき登録官の管理監督下において、登録に関する職責を遂行する。
- (6) 登録官は、政府の事前認可を得て、一般命令又は特別命令により、副登録官又はその他の下位の官僚若しくは職員に自己の職務又は権限のいずれも委任することができる。

第4条 商標登録簿

- (1) 本法の目的上、商標登録簿と呼ばれる帳簿若しくは記録簿は、商標登録局に保管するものとし、同原簿には登録商標に関する所有者の名称、住所及び詳細、譲渡及び移転の公示、登録使用権者の名称、住所及び詳細、権利放棄、条件、制限その他の事項記載し、また、登録商標に関連するその他の事項を所定の方法で文書により記録する。
- (2) 政府の指揮監督に従い、登録官は登録簿を維持し保存する。
- (3) 登録簿の写し及び政府が官報の告示によって命ずる、本法第116条記載のその他の書類は、商標登録局およびその支局において管理される。
- (4) 信託の通知は、明示的であると黙示的であると又は解釈上であると問わず登録簿に記載されず、登録官は当該通知を受理することはできない。

第5条 商品又は役務の一定区分の登録

- (1) 商標は、それぞれの単一又は数個の区分つき定められた要件を満たすことにより、商品又は役務の一定の区分について登録することができる。
- (2) 商品又は役務の区分に関して生じる問題は、登録官によって処理されるものとし、その処分は終局的とする。

第6条 登録簿への登録要件

商標は次に掲げる主要部の少なくとも一つが含まれているか、又は構成要素の少なくとも一つでない限り、登録簿に登録されない。

- (a) 特別又は特定の方法で表現される会社、個人又は法人の名称
- (b) 出願人出願人又はその事業における何らかの前身の標示
- (c) 1以上の考案された単語
- (d) 商品又は役務(場合に応じ)の特性又は品質に直接言及せず、かつ、一般的な意味に照らして、地理的名称、名字、個人名、若しくはその一般的略称、又はバングラデシュ国内の党派、カースト又は部族の名称ではない1以上の単語
- (e) その他の識別性のある標章

(2) 第1項(e)を除く同項(a)(b)(c)及び(d)の各号の規定に該当しない名称、標示又は単語は、識別性の証明なくして登録簿には登録されない。

(3) 本法の目的上、商標の登録が企図される商品又は役務に関する「識別性のある標章」という表現は、専有権者の商品又は役務(場合に応じて)を、当該取引における同種の商品又は役務(場合に応じて)から識別する商標をいい、一般的にも、商標登録が企図されている場所においてもかかる関連性が存在しない場合には、制限が付される。

第7条 色彩使用に関する制限

(1) 商標は全体的又は部分的に1色以上の指定色に制限することができ、かかる限定は審判機関が商標の識別性を判断するにあたり考慮されるものとする。

(2) 商標が色彩の制限なく登録される限り、その商標はすべての色について登録されたと見なされる。

第8条 一定事項の登録禁止

次に掲げる標章又は標章の一部は商標として登録されない。

- (a) 恥ずべき又は節度を欠く事項が含まれる標章
- (b) 標章の使用がそのとき施行されている法令に反するもの
- (c) 標章の使用が誤認、混同を引き起こすおそれがあるもの
- (d) バングラデシュ国民のいかなる階級であれ宗教的感受性を傷付けるおそれがある内容を含む標章
- (e) 国家又は、国際条約、憲章若しくはその他の法律文書によって創設された国際組織の紋章、旗又はその他の記章、それらの名称又は名称の略称若しくは頭文字、それらが採用する公的標識又は印章と同一若しくは模倣又は要素として含む標章。ただし、その国家又は組織の所轄当局が認めるものを除く。
- (f) その他に、裁判所で保護を受けることができない標章
- (g) 出願が不正の目的で信義に反して行われる標章

第9条 化学物質名の禁止

単一の化学元素又は単一の化学化合物として一般的に使用され採用された名称である単語は化学物質又は製剤に関する商標として登録されず、第29条のいかなる規定にもかかわらず、かかる登録がなされた場合、第51条の目的上、必要に応じ、十分な理由なく登録簿に記載されたか、登録簿上不当に残存しているとみなされるものとする。ただし、他の者によって作られた化学元素若しくは化合物から識別されるものとして、当該商標の又は登録使用権者が作出した化学元素又は化合物の銘柄又は組成に限って表示するために、公共利用に供される名称又は表示に付随する単語に対しては本条のいずれの規定も適用されない。

第10条 同一又は誤認を生ずるほど類似する商標の登録禁止

(1) 第(2)節の規定を除き、場合に応じ、商品若しくは商品表示に関し、又は役務若しくは役務表示に関し、既に異なる所有者の名前で登録されている商標と同一又は誤認を生ずるほど類似する商標は、当該同一の商品若しくは商品表示に関し、又は当該同一の役務若しくは役務表示に関し、登録されない。

(2) 善意で同時に使用する場合、又は登録の査定をすることが適切であると登録官が判断する特段の事情がある場合、登録官は、同一商品若しくは役務、又は商品若しくは役務の同一表示につき互いに全く同じ又は非常によく似た商標の2以上の所有者による登録を、登録官が適切と考える制約条件を付して、登録の査定をすることができる。

(3) 同一商品若しくは商品表示に、又は同一役務若しくは役務表示につき互いに全く同じ又は非常によく似た商標に係る登録出願が異なる者により各々所有者として行われた場合、登録官は先願に関する査定が確定するまで後願の審査を係属させることができ、かつ先願及びそれに対する異議について提出された証拠を斟酌して先願を処理することができる。

(4) 他の事業体の同一又は類似の商品又は役務につきバングラデシュ国内で周知の標章若しくは商品表示と全く同じ、又は混同を生ずるほど類似するか、その翻訳である商標は、当該商品又は役務につき登録されない。

(5) 出願に係る商標が出願された商品又は役務と同一でなく類似していない商品又は役務につきバングラデシュ国内で周知かつ登録された商標であり、次に掲げる各号に該当する場合、商品又は役務に関して登録されない。

(a) 当該商標が、それらの商品又は役務と登録商標の所有者との間に関連があると誤認を生ずる方法で使用されるとき。

(b) 登録商標の利益が当該使用によって損なわれるおそれがあるとき。

(6) 第(4)項および第(5)項に規定する標章が広く認識されているか否かを判断するにあたり、当該標章の宣伝の結果としてバングラデシュ国内で獲得された周知性を含め、関連部門における需要者間における当該標章の認識を考慮するものとする。

(7) 本条のいかなる規定も、先行商標又はその他の先行権利の専有権者が当該登録に同意す

る場合は、商標の登録を妨げない。

説明：本条の目的上、「先行商標」とは、当該商標について主張される優先権を必要に応じ考慮し、問題となる商標の出願の日より早く出願された登録商標をいい、本条にいう先行商標は、登録出願がすでに行われており登録されれば先行登録となる商標を含む。

(8) 登録の期間が満了する商標は、期間満了の直前2年間に誠実かつ真正な使用がなかったことを登録官が確信しない限り、引き続き期間満了後1年間、当該商標の登録可能性を判断するにあたり斟酌されるものとする。

第11条 生存者又は死亡者の名称使用

生存者又は商標登録出願が死後20年以内である者と関係があると誤信させる商標の登録出願が行われた場合、登録官は出願の審査を始める前に、出願人にかかる生存者又は場合に応じ死亡者の法定代理人による当該商標に表される関連性に係る書面による同意を提出するよう、出願人に対して求めることができ、出願人が登録官にかかる同意書を提出しない場合、出願の審査開始を拒絶することができる。

第12条 商標の部分登録及び連続商標登録

(1) 商標の所有者が商標の一部の排他的使用権の付与を別途請求する場合、商標の全部及び一部の登録を個別に出願することができる。

(2) 当該個別の商標の各々が、1個の独立した商標に適用される要件のすべてを満たさなければならない、かつ1個の独立した商標の要件のすべてを具備しなければならない。

(3) それぞれがその主要部において類似するが次に掲げる事項において異なる同一の商品若しくは商品表示に係る、又は同一の役務又は役務表示に係る数個の商標の所有者となることを請求する場合、

(a) 相互の関係において個別に使用されており、又は個別に使用することが意図されている数個の商品又は役務(場合に応じ)の記述

(b) 数、価格、品質又は場所の名称の記述

(c) その他の、商標の同一性に実質的には影響しない非識別的性格の事項

(d) 色彩

それらの商標を登録しようとする場合、単一の登録で連続商標として登録しなければならない。

第13条 連合商標としての登録

(1) 登録商標、又は出願中の商標が、同一の商品若しくは商品標示又は同一の役務若しくは役務標示につき同一の所有者の名称による他の登録商標又は出願中の商標との商品又は役務(場合に応じ)が同一である場合、又は当該所有者以外の者が使用するならば誤認又は混同を生ずるおそれがあるほど非常に類似している場合、登録官は随時当該商標を連合商標として登録簿に登録するよう求めることができる。

(2) 商標及び商標の一部が同一所有者の名前で個別の商標として登録される場合、連合商標とみなされ、連合商標として登録される。

(3) 第12条(3)により単一の登録により1個の連続商標として登録されるすべての商標は連合商標とみなされ、連合商標として登録される。

(4) 連合商標として登録された2個以上の商標に係る登録所有者により所定の方式で行われる出願に際し、登録官は、その商標が登録されたいずれの商品又は役務(場合に応じ)との関連において他の何人により使用された場合も誤認又は混同を生ずるおそれがないと確信する場合、それらのいずれについても連合を解消することができ、かつ、登録簿をしかるべく改訂することができる。

第14条 権利放棄の対象となる商標登録

商標に次に掲げる事項が存在する場合、

(a) 所有者の名前で商標として個別に登録されていない部分、又は個別の登録出願が行われていない部分がある。

(b) 商慣習上一般的な事項、又はそれ以外の識別的でない性格がある。このような場合、審判機関は、当該商標が登録されるか登録簿への記載を存続させるか否かの判定に際し、登録簿への記載の条件として、所有者が当該部分又は当該事項の全部若しくは一部(場合に応じ)につき、審判機関がその者への付与を留保している排他的使用権を放棄することを求めることができ、又は、裁判機関が当該登録に基づく所有者の権利範囲を明確にするために必要と考えるようなその他の権利放棄を行わせることができる。

ただし、いかなる権利放棄も、当該権利放棄が行われた商標の登録に起因する以外に、商標の所有者のいかなる権利にも影響を与えないものとする。

第III章 登録手続き及び登録期間

第15条 登録出願

(1) 自己が使用する又は使用することを意図する商標の所有者であることを主張し、当該商標の登録を希望する何人も、所定の方式で登録官に書面で自己の商標登録を申請するものとする。

(2) 申請は商品又は役務のすべての区分について個別に行われ、出願は受理の順番に従って審査される。

(3) 本条第(1)項による出願はすべて商標登録局の本局、又は出願人のバングラデシュ国内にある主たる事業所に領域的管轄権を有する支局に、また、共同出願人の場合は、バングラデシュ国内に事業所を有するとしてその名称を願書の初めに記載される出願人のバングラデシュ国内にある主たる事業所に領域的管轄権を有する支局に提出することができる。

(4) 出願人又は共同出願人のいずれもバングラデシュ国内で事業を営んでいない場合、願書は最初の出願において明記するとおりバングラデシュ国内の送達住所として記載された場所に領域的管轄権を有する商標登録局の事務所に提出することができる。

(5) 本法の規定を前提として、登録官は次に掲げる事項を行う。

(a) 制限を付さず出願を受理する。

(b) 拒絶理由を付して出願を拒絶する。

(c) 該当する場合、登録官が適当と認める改訂、修正、条件又は制限を条件として出願を受理する。

第16条 受理の取消し

(1) 商標登録出願の受理後、登録官が次に掲げる事項を認める場合。

(a) 出願が過誤により受理されたこと。

(b) 当該商標は登録されるべきでない、又は、条件若しくは制限を付して登録されるべきであるか、出願の受理にあたり付された条件若しくは制約に追加して若しくはそれらと異なる条件又は制約を付して登録すべきである場合、登録官は出願人に聴聞の機会を与えた後、受理を取り消し、かつ出願が受理されなかったように処理することができる。

第17条 出願の公告

(1) 商標登録出願が受理されると、制限を付さない受理であるか条件又は制限を付すかにかかわらず、登録官は受理後できる限り速やかに、該当する場合は受理された条件又は制限とともに受理した出願を所定の方式で公告するものとする。

ただし、登録官は、出願が第6条第(2)項が適用される商標に関するものである場合、又は何らかの例外的事情のために便宜であると登録官が判断する場合、受理前に公告することができる。

(2) 本条第(1)項に基づく出願が次に掲げる各号の場合、登録官は再び当該出願を公告するか、所定の方式で出願の補正又は訂正を通知することができる。

(a) 受理前に公告されたとき。

(b) 出願の公告後、出願の過誤が補正され、第 19 条による出願の補正が認められたとき。

第 18 条 登録に対する異議申立て

(1) 何人も、登録出願の公告日から 2 月以内に、所定の手数料を支払い、登録に対する異議申立ての通知書を所定の方式で登録官に送付することができる。

(2) 登録官は、異議申立ての通知書を受理してから 1 月以内に、登録出願人に所定の方式で通知書の写しを送達し、出願人が異議申立ての当該通知書の写しを受け取ってから 2 月以内に、出願人は自ら援用する出願の根拠を述べた意見書を所定の方式で登録官に送付する。出願人がそれを怠る場合、出願を放棄したものとみなされる。

(3) 出願人がかかる意見書を送付した場合、登録官はかかる意見書を受理してから 1 月以内にその写しを所定の方式で異議申立ての通知書を送付した者に送達する。

(4) 異議申立人及び出願人が援用する証拠は所定の方式で所定の期間内に登録官に提出し、登録官は、申立人及び出願人が希望する場合、聴聞の機会を与える。

(5) 登録官は、当事者らの聴聞を行い証拠を検討した後、登録の査定をなすべきか否か及びかかる査定は条件又は制限を付すべきか否かを判断する。

(6) 登録官は第(5)項に基づき条件又は制限を付して登録の査定をなすことが必要と考える場合、かかる条件又は制限に関する決定を記録する。

(7) 異議申立書を提出している者又は、かかる通知の写しを受け取った後に意見書を送付している出願人が、バングラデシュ国内に居住もせず業務も行っていない場合、登録官はこれを審理する前に手続き費用の保証金を納付するよう求め、当該保証金が適正に納付されない場合は、異議申立て又は出願(場合に応じ)が放棄されたものとして取り扱うことができる。

(8) 本条のいずれの規定にもかかわらず、登録行為に関するすべての異議申立ては本条第(1)項に基づく通知が行われた後 120 業務日内に終えるものとする。

第 19 条 補正

(1) 登録官は適切とみなす条件で、随時、第 15 条に基づく登録出願との先後を問わず、当該出願の又は当該出願に関連する過誤の補正を許可すること、又は第 18 条に基づく異議申立書若しくは意見書の過誤の補正を許可することができる。

第 20 条 登録

(1) 次の各号の場合、第 15 条の規定に従い、登録官は登録簿に当該商標を登録し、当該商標

の効果は登録出願が行われた日から生じ、その日付は第 120 条の規定を条件として、本法の目的上、登録日とみなされる。

- (a) 商標を商標登録簿へ登録する出願が受理されたとき。
- (b) 出願に異議申立てはなく、異義申立て通知期間が満了したとき。
- (c) 出願に異議申立てがあり、その異議申立てに対し出願人を支持する決定がなされたとき。

(2) 商標登録に際して、登録官は出願人に対し出願登録の所定の方式で商標登録局の印を押した証明書を発行する。

(3) 出願人が登録に係る条件を遵守することを条件として、当該商標出願に瑕疵若しくは拒絶理由又は異義申立てがない場合は当該出願の登録証が第(2)項に基づき出願日から 150 業務日以内に与えられる。

(4) 出願人側の懈怠を理由として出願の日から 1 年以内に商標登録が完了しない場合、登録官は所定の方式で出願人に未完了の通知を送達した後、通知書に記載された期間内に完了されない限り、当該出願は放棄されたものとして取り扱う。

(5) 登録官は、誤記又は明らかな過誤を訂正するため、登録簿又は登録証を訂正することができる。

第 21 条 共有商標

(1) 本法のいかなる規定も、本法が、商標を個別に使用するか、そのように使用する目的を有する 2 名以上の者が当該商標の共有者として行う登録を認めるものではない。

(2) 本条第(1)項の規定にかかわらず、物品又は役務に関して同一商標の使用に関心を有する 2 名以上の者の間に関係がある場合、それらの者は当該商標の共有者として登録されることができ、それらの者に付与されたいかなる商標の使用権に関しても、それらの権利が単一の者に付与されたと同一の効果が生ずるものとする。

第 22 条 登録の存続期間、更新及び回復

(1) 商標登録の期間は 7 年間とするが本条の規定に従って随時更新することができる。

(2) 登録官は、登録された所有者が所定の方式で所定の期間内に出願を行うと、原登録の又は場合に応じ最新の更新の期間満了日から 10 年間について当該商標の登録を更新する。

(3) 最新の商標登録期間満了前の所定の期間に、登録官は、登録された所有者に対し、期間満了日並びに登録更新を得るための手数料の支払い等の条件について、所定の方式で通知を送付する。それらの条件が所定の期間満了時に適正に充足されていない場合、登録官は当該商標を登録簿から抹消することができる。

(4) 商標が所定の手数料不納のため登録簿から抹消された場合、登録官が正当と判断する場

合、当該商標の最新登録の期間満了日から1年以内に所定の方式の出願を受理次第、通常どおり、又は賦課が適切と登録官が考える条件又は制限付して、当該商標を最後の登録の期間満了から10年間登録簿に回復することができる。

第23条 更新手数料不納による登録抹消の効果

商標が更新手数料不納のため登録簿から抹消された場合、当該抹消にもかかわらず、抹消の日から1年間、他の商標の登録に係る出願の目的においては、抹消された当該商標は登録簿に記載あるものとみなされる。ただし、審判機関が次に掲げる各号に該当すると判断する場合を除く。

(a) 当該商標が抹消される直前2年間に、当該商標の誠実かつ真正な商業的使用がなかったとき。

(b) 抹消された商標のいかなる従前の使用によっても、登録出願に係る商標の使用により何ら誤認又は混同が生じるおそれがないとき。

第IV章 登録の効果

第24条 非登録商標に侵害訴訟はない

(1) 何人も、非登録商標への侵害を予防するため、又は侵害に対する損害賠償を請求するため訴訟を提起する権利を有しない。

(2) 本法のいかなる規定も、他人の商品又は役務(場合に応じ)として商品又は役務が通用することを求め、又はそれに関する救済を求める何人にする提訴権にも影響するとはみなされない。

第25条 登録により付与される権利

(1) 本法の他の規定を条件として、商品又は役務に関する商標の所有者として登録簿へ有効に登録されることにより、その者は、それらの商品又は役務(場合に応じ)に関する商標を使用し、本法に定める態様で当該商標の侵害に関し救済を受ける排他的権利が与えられる。

(2) 商品又は役務(場合に応じ)に関する商標の登録された所有者以外の何人も、登録された所有者の同意なくその商標を使用してはならない。

(3) 本条第(1)項に基づき付与された商標の排他的使用権は、登録簿に付記される条件又は制限を条件とする。

(4) 2名以上の者が、互いに全く同じ又は非常によく似た商標登録の所有者である場合、それらの商標のいずれに係る排他的使用権も、各自の権利が登録簿に付記される条件又は制限に服する場合を除き、一方の者は単に当該商標の登録により他方の者の商標に対する対抗力を取得したとみなされない。ただし、それらの者の各自は、登録された所有者ではない他人に対しては、登録された単独の所有者が認められた使用の方法を用いると同様の権利を有する。

第26条 商標の侵害

(1) 登録商標は、当該商標の登録所有者又は当該商標の登録使用権者でない何人も、その者自身の取引に係る商品又は役務に関するいずれの商標であれ、当該商標と全く同一又は誤認を生ずるほど類似する商標を〔使用する〕場合、その者によって侵害されるとみなされる。

(2) 登録商標は、当該商標の登録所有者又は当該商標の登録使用権者でない何人であれ取引の過程において標章を使用する場合、その標章が次に掲げる各号のいずれかであるとき、その者によって侵害される。

(a) その標章が当該商標と同一で、当該商標が登録されている商品又は役務に類似する商品又は役務について使用されるとき。

(b) その標章が当該商標に類似し、当該商標が登録されている商品又は役務と同一又は類似する商品又は役務について使用されるとき。

(c) その標章が当該登録商標と同一で、当該商標が登録されている商品又は役務と同一の商

品又は役務について使用され、そのために当該商標との関連性を含め、公衆の側において混同のおそれがある。

(3) 登録商標は、当該商標の登録所有者又は当該商標の登録使用権者でない何人であれ取引の過程において標章を使用する場合、その標章が次に掲げる各号のいずれかであるとき、その者によって侵害され若しくは侵害されるとみなされる。

(a) その標章が当該商標と同じ又は類似するとき。

(b) 当該商標が登録された商品又は役務に類似しない商品又は役務についてその標章が使用されるとき。

(c) 当該商標がバングラデシュ国内で名声を得ており、正当な理由なくその標章を使用することにより、当該商標の識別性又は評判を不当に利用し、又はこれを損なうとき。

(4) 本条の目的上、ある者が「登録商標」を使用するとは次を意味する。

(a) 商品又はその包装に付する。

(b) その標章を貼付して商品を販売に供する又は展示し、市場に流通させ又はこれらの目的のために保管し、又はその標章を付して役務を申し出るか提供する。

(c) その標章を付して商品を輸出入する。

(d) その標章を商業文書又は広告に使用する。

(5) 商業文書として、又は、商品若しくは役務の広告向けとして、商品のラベル付け又は包装に用いられる材料に登録商標を付する者は、その者が当該標章を付した時点で、当該標章を付することが所有者若しくは登録使用権者又はその他本法に基づき当該標章の利用権を有する者により正当に許諾を得ていないことを知っていたか知っていたと信ずるに足る理由を有していた場合、当該商標の侵害者として取り扱われる。

(6) 本条のいかなる規定も、所有者若しくは登録使用権者又はその他本法に基づき使用権を有する者の商品又は役務として特定する目的における何人による登録商標の使用をも妨げると解されないものとする。ただし、産業上又は商業上の実務における正当な慣行に従わない態様による使用は、正当な理由なく、当該商標の識別性又は名声を不当に利用し、又はこれを損なうとき、登録商標を侵害するとして取り扱われる。

(7) 登録されている周知標章は、周知標章の登録された所有者、又は、許諾された方法を用いる登録使用権者でない者が、下記の行為を行う場合に侵害され、又は侵害されるとみなされる。

(a) 周知標章が登録されている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務に関して当該標章を使用するとき、又は、

(b) 周知標章が登録されている商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務に関する標章を、それらの商品又は役務との関連で使用することにより、それらの商品又は役務と当該登録周知標章の所有者との間の関連性を示すこととなり、登録周知標章の所有者の利益がそのような使用によって損なわれるおそれがあるとき。

説明：本条の目的上、「周知商標」は第10条の規定と同じ意味を有する。

(8) 登録簿に登録された商標の侵害訴訟において、被告の立証により裁判所が次に掲げる各号のいずれかの心証を得た場合、侵害行為の差止めその他の救済は原告に与えられない。

(a) 原告が請求原因とする標章の使用は、誤認又は混同を生ずるおそれがない。

(b) 当該使用は、取引の過程において、当該商標が登録されている商品又は役務と、登録所有者又は登録使用権者として当該商標に権利を有する者との間の関連性を示すとは思料されない。

第27条 侵害に該当しない行為

(1) 本法のいかなる規定にかかわらず、次に掲げる行為は登録商標の使用権の侵害に該当しない。

(a) 商標が何らかの条件又は制限を付して登録されている場合、それらの条件又は制限を考慮して、当該登録の効力が及ばない場所で商品若しくは役務(場合に応じ)について販売若しくは取引するため、商品若しくは役務に関しかかる効力の範囲外にある市場へ輸出するため、又はかかる効力の範囲外にあるその他の環境において、いかなる態様であれ当該商標を使用する場合。

(b) 当該商標の所有者又は登録使用権者に関連する商品若しくは役務の取引に係わる者によってそれらの商品、それらの商品から構成される大量品(バルク)、又は役務、若しくはそれらの役務の集合の利用を許諾を受けた使用、又は、登録所有者又は利用権者から許諾を受けた使用の範囲内における当該商標の使用である場合。ただし、登録所有者又は使用権者が後にそれを解消又は抹消しない限り、又はどの時点においても明示黙示を問わず当該商標の使用を承諾している限りにおいてとする。

(c) 本法に基づく登録により、

(i) 他の商品若しくは役務の一部を構成するように、又は他の商品若しくは役務に随伴するものとして認められた商品又は役務に関連してある者により設定された範囲内における商標の使用である場合。

(ii) 登録商標の使用が、本法に基づき登録された2以上の互いに同一又は非常に似ている商標の一つとして、本法に基づき登録により付与された商標の使用権の行使である場合。

(2) 登録商標が貼付された商品又は役務がある者により適法に取得され、かかる者により、又はその者の下にあるかその者を仲介すると主張する者により、それらの商品又は役務につき販売又はその他の取引が行われる場合、それらの者がそれらの商品又は役務(場合に応じ)を取得した後に、登録所有者により当該商標が他の者に譲渡されたことのみをもっては当該商標の侵害とならない。

第28条 有効性の一応の証拠となる登録

(1) 第51条による出願を含め、本法に基づき登録された商標に関するすべての法的手続きにおいて、当該商標の原登録及びそれに続く当該商標のすべての譲渡及び移転の登録は、その有効性の一応の証拠となる。

(2) 前述のすべての法的手続きにおいて、登録簿に登録された商標は、登録日において、当該商標が登録所有者又はその前権利者により識別力を有するものとして使用されていたことが証明される場合、識別力が証明されなければ第6条に基づいて登録される商標でなかったとの理由により、及びかかる証拠が登録前に登録官に提出されなかったという理由により無効と判断されるものではない。

第29条 一定期間後に有効性が確定する登録

第32条及び第42条の規定を条件として、第51条に基づく出願を含め登録簿に登録された商標に関するすべての法的手続きにおいて、当該商標の原登録はかかる原登録の日から7年の期間満了後、次に掲げる事項が証明されない限りすべての点で有効となるものとする。

- (a) かかる登録が不正行為又は信義に反して取得されたこと。
- (b) 当該商標は第8条の規定に違反して登録され、又は当該規定に違反していること。
- (c) 当該商標は、手続き開始時において登録所有者の当該商品又は役務について識別力を有していなかったこと。

第30条 先使用权の除外

本法のいかなる規定も、登録された商標若しくは周知標章が所有権者又はその前権利者により使用される前から、商品又は役務に関連してそれと同一又は非常によく似た商標の使用が何人又はその前権利者により継続されていた場合、当該商標若しくは周知標章の所有者又は登録使用权者に対し、かかる何人又はその前権利者がかかる商標若しくは標章を使用することを妨げる又は制約する権利を与えるものではなく、登録官は、第1に述べた商標の登録のみを理由としては、第2に先使用として述べた商標の登録を拒絶するものではない。

第31条 商品又は役務の名称、住所又は表示の除外

本法のいかなる規定も、登録商標又は登録周知標章の所有者又は登録使用权者に、人による、自己の名称又は自己の事業所の名称或いは自己の前任者の事業の名称又は事業所の名称の善意の使用、或いは自己の商品又は役務の特性又は品質の善意の表示の使用を妨げる権利を与えるものではない。

第32条 物品、物質又は役務に関する名称又は表示としての単語の除外

(1) 商標の登録は、当該登録の日よりも後に、当該商標に含まれる1個若しくは数個の単語、又は、物品や物質若しくは役務の名称又は表示を構成する単語の使用のみを理由として無効になるとはみなされない。

ただし、次に掲げる事項のいずれかが証明される場合、第(2)項の規定が適用されるものとする。

(a) 当該物品若しくは物質又は役務を扱う取引を営む者による当該物品若しくは物質又は役務の名称あるいは表示としての当該単語が周知であって使用が定着しており、取引の過程で当該商標の所有者又は登録使用权者に繋がる商品又は役務に、又は証明商標の場合、これらの所有者によって証明される商品又は役務に関連して使用されていないこと。

(b) 当該物品若しくは物質又は役務は特許により製造され、当該特許期間満了後2年以上経過しており、かつその1個又は数個の単語は当該物品若しくは物質又は役務の実用に供する

名称又は表示に過ぎないこと。

(2) 本条第(1)項但し書きの(a)又は(b)に述べる事実が任意の単語について立証された場合、そのときは次に掲げるとおりとする。

(a) 第51条に基づく手続きの目的上、

(i) 当該商標がかかる1個又は数個の単語のみで構成される場合、当該商標の登録が問題の物品若しくは物質又は役務、又は表示が同一である商品若しくは役務に関する登録に関する限りにおいて、過誤により登録簿上に残存する記載とみなされる。

(ii) 当該商標がかかる1個又は数個の単語及びその他の要素から構成される場合、審判機関は、当該商標を登録に残すべきかどうかの判断に際し、当該商標の登録が問題の物品若しくは物質又は役務、又は表示が同一である商品若しくは役務に関する登録に関する限りにおいて、登録簿にそれを残すことを支持する判断の場合、その条件として、所有者がその物品若しくは物質又は役務、又は、表示が同一である商品若しくは役務に関して1個又は数個の当該単語に係る排他的使用権を放棄するよう求めることができる。ただし、当該権利放棄は、当該権利放棄がなされた当該商標登録に起因して生ずる取引を除き、所有者の取引に係る権利に何ら影響を与えない。

(b) 当該商標に関するその他の法的手続きの目的上、

(i) 当該商標がかかる1個又は数個の単語のみで構成される場合、本法、又は問題の物品若しくは物質又は役務、又は表示が同一である商品若しくは役務に係る商標の排他的使用に関するその他の法律に基づき、当該所有者のすべての権利、又は

(ii) 当該商標がかかる1個又は数個の単語及びその他の要素から構成される場合、かかる単語の排他的使用に関する所有者のすべての当該権利は、前述のような関係において、本条第(1)項の(a)に述べる使用が最初に周知となり定着するようになる日に、又は本条第(1)項の(b)に述べる2年の期間満了時に消滅するとみなされる。

第V章 譲渡及び移転

第 33 条 登録所有者の譲渡及び受領書発行の権限

現に商標所有者として登録簿に記載されている者は、本法の規定及び他の者に与えられる旨が登録簿に記載されている一切の権利を条件として、当該商標を譲渡し、かかる譲渡のいかなる対価についても有効な領収書を発行する権限を有する。

第 34 条 登録商標の譲渡可能性及び移転可能性

その他のいかなる法令の反対の規定にかかわらず、登録商標は本章の規定を条件として、関連する事業の営業権に随伴してであると否とを問わず、登録された商品又は役務のすべて又はそれらの商品又は役務の一部について譲渡及び移転することが可能である。

第 35 条 非登録商標の譲渡可能性及び移転可能性

(1) 非登録商標は、関連する事業の営業権とともにする場合を除き、譲渡又は移転することができない。

(2) 本条第(1)項の規定にかかわらず、非登録商標が次に掲げる各号に該当するときは、関連する事業の営業権とともにする以外の場合でも譲渡又は移転することができる。

(a) 非登録商標の譲渡時又は移転時において登録商標と同一の事業で使用されており、

(b) 当該登録商標が、非登録商標と同時に同一人に譲渡又は移転され、かつ

(c) 非登録商標が、登録商標が譲渡又は移転される商品又は役務に関連しているとき。

第 36 条 複数の排他的権利が発生する譲渡又は移転に関する制限

(1) 第 34 条及び第 35 条の規定にかかわらず、譲渡又は移転の結果として、本法に基づくその他の法律に基づくと問わず、同一の商品又は非常に類似している商標に関して、2 名以上の排他的権利が使用に関して存在し、そのために誤認又は混同が生ずるおそれがある場合、商標は譲渡不能かつ移転不能とする。ただし、バングラデシュ国内で商標の商品又は役務を販売するため、又はバングラデシュ国外の同一市場にその商品又は役務を輸出するために譲渡された者が、排他的権利に課せられた制限により権利を行使できない場合は、譲渡又は移転は無効とみなされない。

(2) 登録商標の所有者でこれを譲渡しようとする者は、状況を記載する事実説明を所定的方式で登録官に提出することができ、登録官は、当該商品又は役務の類似性及び当該事例に関する商標の類似性を考慮し、提案される譲渡が本条第(1)項に基づき無効であるか否かを示す証明書をその者に発行することができる。

(3) 本条第(1)項に基づき発行された証明書は、不服申立てがある場合を除き、かつ証明書が不正行為又は不実表示によって入手されたことが証明されない限り、当該事案で提示された事実に基づく有効性又は無効性については、本条第(1)項に基づく当該譲渡の有効又は無効につき確定的である。ただし、有効性を支持する証明書は、第 40 条に基づく登録出願の場合、所有権を与えられることになる者の権原が証明書の発行日から 6 月以内に取得されない場合、

確定的なものとして取り扱われない。

第 37 条 排他的権利がバングラデシュ国内の他の地域で生ずる場合の譲渡又は移転に関する制限

(1) 第 34 条及び第 36 条の規定にかかわらず、譲渡又は移転の結果、本法に基づくとその他の法令に基づくとを問わず、次に掲げる状況が存在する場合、商標は譲渡又は移転できないものとする。バングラデシュ国内のいずれの地域における販売又は取引のために商品又は役務(場合に応じ)に関する商標の使用につき 2 名以上の排他的権利が存在するとき、並びに、同一の商品若しくは商品表示又は同一役務若しくは役務表示(場合に応じ)に関して最初に述べた商標に非常によく似ている商標又は同一商標に係る他の者又はこれらの者に排他的使用権が、バングラデシュ国内のその他の地域において販売され又はその他の態様で取引される商品若しくは役務(場合に応じ)との関連における使用に限定して存在するとき。

(2) 商標を譲渡しようとするその商標の所有者、又は登録商標が自らに移転された旨又は本法の施行時からの自らの前権利者に移転されたと主張する者が所定の方式で出願する場合、登録官が、諸般の事情を斟酌して、当該商標に係る本条第(1)項に基づく当該権利の行使としての当該商標の譲渡又は移転は公共の利益に反しないと確信するとき、その譲渡又は移転を承認することができる。そのようにして承認された譲渡又は移転は本法の本条又は第 36 条に基づく無効とみなされることがないものとする。

(3) 譲渡又は移転が第(2)項に基づく無効を宣言されず、上記承認の日から 6 月以内に、本法第 40 条に基づき権原を付与される者の所有権の登録申請が行われ、かつ当該承認は不正行為又は不実記載によって得られたものでないことが証明された場合、その譲渡又は移転は本法の本条又は第 36 条に基づき無効であるとみなされない。

第 38 条 事業の営業権とともにしない譲渡の条件

(1) 商標の譲渡が、登録非登録にかかわらず、当該標章が使用されていた若しくは使用されている事業の営業権に随伴せず行われる場合、その譲渡は次に掲げる場合を除いて有効とされない。

- (a) 譲受人が、譲渡が行われた日から 6 月の期間が満了するまでに、又は全体として 3 月を超えず登録官が許可する延長期間内に、譲渡の公告に関する指示を登録官に申請し、かつ
- (b) 登録官が指示する形式と方式で、登録官が指示する期間内に公告するとき。

(2) 本条の目的上、次に掲げる表示に関する商標の譲渡は当該標章が使用される事業の営業権とともにしない譲渡であるとみなされない。すなわち、

- (a) 商標が登録された商品又は役務(場合に応じ)の一部のみに関する商標の譲渡であって、これらの商品又は役務に関連する事業のみの営業権の移転に随伴する場合、又は
- (b) バングラデシュ国内から輸出される商品又は役務(場合に応じ)に関連して使用される商標の譲渡であって、輸出業務に限定される営業権の移転とともにする場合。

第 39 条 証明商標及び連合商標の譲渡及び移転の条件

(1) 証明商標は、次の場合に譲渡又は移転することができる。

- (a) そのために政府の事前承諾を得て、かつ
- (b) 申請が登録官を介して所定の方式で行われる場合。

(2) 連合商標は分離せず全体としてのみ譲渡及び移転することができる。ただし、その他の点においては、本法の規定を条件として個別の商標として登録されたものとみなす。

第 40 条 譲渡及び移転の登録

(1) 譲渡又は移転によって登録商標の所有者となる者は、所定の方式で登録官に自己の権原を登録するよう出願する。登録官は、出願の受理にあたり当該権原が立証されていると判断する場合、当該譲渡又は移転が有効に行われた商品又は役務に関する商標の所有者としてその者を登録し、当該譲渡又は移転の詳細を登録簿に登録させる。ただし、譲渡又は移転の有効性につき当事者間に相違がある場合、登録官はかかる相違が管轄裁判所によって解決されるまで当該譲渡又は移転の登録を拒絶することができる。

(2) 本条第(1)項に基づく登録官への出願、又はそれに対する命令の不服申立て、本法第 51 条に基づく出願、それに対する命令の不服申立ての目的を除いて、本条第(1)項に従って登録簿に記載されていない文書又は法律文書は、登録官又は裁判所(場合に応じ)が別途指示しない限り、譲渡又は移転による当該商標の権原の立証において、登録官又は裁判所により証拠として採用されない。

第VI章 商標の使用及び登録使用権者

第 41 条 設立中の会社により予定される商標の使用

(1) いかなる商品又は役務に関する商標の登録出願も、会社が 1994 年会社法(1994 年法律第 18 号)に基づいて組織され登録されようとしていること、及び当該出願人は、その会社による当該商品又は役務(場合に応じ)に関する当該商標の使用を目的としてその会社に当該商標を譲渡するよう意図していることを登録官が確信する場合、当該申請者が当該商標を使用していない又は使用するつもりがないようであるという理由だけで拒絶されるものではなく、かかる登録の許可を留保されるものでもない。

(2) 審判機関は、本条第(1)項が適用される場合、出願人に異議申立て又は不服申立てに関する手続き費用に対する保証金納付を求めることができ、当該保証金が適正に納付されない場合は当該出願が放棄されたものとして取り扱うことができる。

(3) 商品又は役務に関する商標が本条第(1)項に基づき任意の会社に譲渡される場合、出願は、それらの商品又は役務に関する当該商標の所有者として、具体的定められた登録期間内に登録官に対して行う。

(4) 出願が第(3)項に基づき行われる場合、登録官は、それらの商品又は役務に関して譲渡された商標の所有者として当該会社を登録することができ、期間内に出願が行われない場合、当該登録の効力は消滅するものとし、登録官はしかるべく登録簿を改訂する。

第 42 条 登録簿からの抹消及び不使用による制限の付加

(1) 登録商標は、不服を申し立てる何人によっても、次に掲げるいずれかの理由により、高等裁判所又は登録官に対して所定の方式で申請が行われると、登録されている商品又は役務について登録簿から削除することができる。

(a) 当該商標は当該商品又は役務(場合に応じ)につき出願人本人により又は第 41 条の規定が適用される場合は当該会社により使用されるべきとの登録出願人の誠実かつ真正の意図によらずして登録されたものであり、申請日 1 月以前までに、それらの商品又は役務に関する商標の所有者による当該商標の誠実かつ真正な使用が実際に存しないとき。

(b) 申請日 1 月前までに、当該商標が登録されて連続 5 年以上が経過しており、その間に現に当該商標を所有する者によるそれらの商品又は役務に関する当該商標の誠実かつ真正な使用がないとき。

(2) 審判機関は本条第(1)項に基づいて提出される申請は、次に掲げる場合を除き、拒絶するものではない。

(a) 出願人が第 10 条により当該商品又は役務に関する同一又は非常によく似た商標の登録を認められていたとき。

(b) 審判機関が、基準日以前若しくは関連期間内に、商品又は役務に関して現に当該商標を所有する者による誠実かつ真正な使用があったとする場合。

(3) 不服人による申請が所定の方式で高等裁判所又は登録官に行われると、審判機関は、次に掲げる場合には、登録が当該使用に及ぶことを阻止するよう保証するために適切と考える制限を当該登録に課することができる。

(a) バングラデシュ国内の特定地域における販売その他の取引向けの商品若しくは役務(場合に応じ)に関連して、又はバングラデシュ国外の特定市場への輸出向けの商品若しくは役務(場合に応じ)に関連して、当該商標のいずれの所有者による同商標の誠実かつ真正な使用は登録後5年以上存在しないという状況が存するとき。

(b) 第10条に基づき、2名以上の者に、販売その他の取引又は輸出向けの同一商品又は役務(場合に応じ)について同一又は非常によく似た商標を登録することが認められていたとき。

(4) 本条第(1)項(b)又は第(2)項の目的上、申請人は次に掲げる商標の不使用を援用する権利を有するものではない。

(a) 当該商標の不使用が特別な状況によることが証明されており、かつ

(b) 当該商標の不使用は当該事業を放棄する又は当該商標を使用しないという意図のためではないとき。

第43条 周知商標の防護商標登録

(1) 考案された何らかの単語を含む商標が登録され使用されている商品又は役務について、その他の商品又は役務(場合に応じ)に関連するその商標の使用が、取引の過程において後者の商品又は役務と前者の商品又は役務について当該商標の使用権者との間の関係を示唆すると受け取られるほどに周知となった場合、前者の商品又は役務に関して登録された所有者がそれら他の商品若しくは役務に関連する商標を使用していない、又は使用しようとしなくてもかかわらず、さらに第42条の内容にかかわらず、当該商標は、当該所有者が所定の方式で出願することにより、そのようなその他の商品又は役務(場合に応じ)に関してその者の名前で防護商標として登録されることができ、たとえそのように登録されても、第42条に基づいてそれらの商品又は役務に関して登録簿から抹消されることはない。

(2) 登録された商標の所有者は、当該商標につき、いかなる商品又は役務についてであれ、防護商標として以外で自己の名称ですでに登録されているにもかかわらず、当該商品又は役務につき防護商標の登録を出願することができる。

(3) 防護商標として登録された商標及び同一所有者の名前で防護商標以外として登録された当該商標は、それぞれの登録が異なる商品又は役務(場合に応じ)についてであるにもかかわらず、連合商標とみなされ、連合商標として登録される。

(4) 不服人による申請が所定の方式で高等裁判所又は登録官になされると、防護商標としての商標の登録は次に掲げる理由により取り消すことができる。

(a) 本条第(1)項の要件が、当該商標が防護商標として以外に同一所有者の名前で登録された任意の商品又は役務について、もはや充足されなくなったとき。

(b) 防護商標として登録された任意の商品又は役務(場合に応じ)について、もはやそれらの商品又は役務に関する当該商標の使用が本条第(1)項に述べる示唆を与えると受け取られる

おそれがなくなったとき。

(5) 登録官は、防護商標として以外に同一所有者の名称の登録がもはやない商標について、防護商標としての登録をいつでも取り消すことができる。

(6) 本条項に別段の明示的定めがない限り、その他の場合に適用される本法の規定は防護商標としての商標の登録及び防護商標として登録された商標について準用される。

第44条 登録使用権者

(1) 本法第45条の規定を条件として、商標の登録所有者以外の者は、防護商標として以外で登録された商品又は役務のすべて又はいずれかに関連する当該商標の登録使用権者として、条件付で又は条件を付さず登録することができる。ただし、政府は、これに代わる規則によって、当事者間の合意が、商標の不法取引を防ぐ規則に定める条件を遵守していなければ、かかる登録出願は受理しないものとするを定めることができる。

(2) 本条第(1)項に基づき認められた商標の利用は、その商標の所有者によって使用されるとみなす。

第45条 登録使用権者等としての登録出願

(1) 商標の登録使用権者として登録すべきことを要望する場合、登録所有者及び登録予定使用権者は共同で所定の方式で登録官に書面で出願するものとし、かかる出願にはすべて次に掲げるものを添付する。

(a) 当該商標の許可された使用について登録所有者と登録予定使用権者との間で締結された契約書又はその適式に公証された写し、及び

(b) 登録所有者による、又は、その者を代理して行為することを授權された者による、次に掲げる事項を含む宣誓供述書。

(i) 所有者と登録予定使用権者との間の既存の又は予定される関係の詳細。両者の関係がもたらす許諾された使用に及ぶ所有者による支配の程度を示す詳細を含む。

(ii) 登録予定使用権者は唯一の登録使用権者となること、又は、登録使用権者としての登録出願ができる者につき何らかの制限があることは、両者の関係の条件であるか否か。

(iii) 登録が予定される商品又は役務の記載。

(iv) 該当する場合、当該商品若しくは役務(場合に応じ)の特性に関して、許諾された使用の態様又は地域に関して、又はその他の事項に関して予定される条件若しくは制限の記載。

(v) 許諾された使用につき期限の定めの有無、及び、期限の定めがある場合はその期間の記載。

(c) 登録官の求めに応じて、又は所定の追加文書、情報又はその他の証拠。

(2) 登録使用権者は、所定の条件に従い次に掲げる場合に登録される。

(a) 本条第(1)項の要件を満たし、かつ

(b) 登録予定使用権者による商品又は役務に関する商標の使用が公共の利益に反〔しない〕。

(3) 登録官は、登録の出願を認めると当該商標の名称による商品又は役務の不法取引の促進に傾くと思われる出願を含め、本条によるいかなる出願をも本法のその他の規定を条件として拒絶することができる。

(4) 本条に基づく出願は、出願人に聴聞の機会を与えることなく、登録官によって拒絶されること、又、条件付きで受理されることはない。

(5) 登録官は、出願人から請求があれば、本条に基づく出願の目的上与えられた情報(登録簿に記載された事項を除く)が取引の競争相手に開示されないことを担保する措置を取るものとする。

(6) 登録官は、他の登録使用権者に対し、所定の方式で、登録使用権者として一名登録されたことを通知する。

第 46 条 侵害に対する登録使用権者の提訴権

(1) 両当事者間に合意が存在することを条件として、商標の登録使用権者は当該商標の所有者に当該商標の侵害を防ぐため訴訟を提起するよう求める権利を有する。所有者がかかる要望を受けてから3月経過してもそれを拒絶又は無視している場合、登録使用権者は自らが所有者であるように自己の名称で、所有者を被告〔原告〕とする侵害訴訟を開始することができる。

(2) 他のいかなる法令の規定にかかわらず、そのように被告〔原告〕に加えられた所有者は、出廷せず訴訟行為に参加しない場合は何ら費用の支払責任を負わない。

第 47 条 登録使用権者としての登録を変更又は取り消す登録官の権限

(1) 本法 51 条の規定を妨げず、登録使用権者としての登録は次に掲げとおりとする。

(a) 登録官は、当該商標登録の所有者が所定の方式の書面による請求があれば、関連の当該商品若しくは役務について、又はその前提となる条件又は制限が有効であれば当該条件についても変更することができる。

(b) 登録官は、当該商標登録の所有者若しくは登録使用権者又はその他任意の登録使用権者の所定の方式の書面による請求があれば、当該登録を取り消すことができる。

(c) 登録官は、次に掲げる理由のいずれかにより、何人であれ所定の方式で書面による請求を行った場合、当該登録を取り消すことができる。

(i) 登録使用権者が許諾された使用以外の方法で、又は誤認若しくは混同を招くかそのおそれのあるような方法で、当該商標を使用したこと

(ii) 所有者又は登録使用権者が登録出願にとって重要な事実、それが正確に表明又は開示されていれば当該登録使用権者の登録申請拒絶が正当とされたであろう事実を偽って表明し、又は開示しなかったこと

(iii) 当該登録は、出願人がその実施に利害を有する契約の観点から当該登録により出願人に付与される権利を考慮すると設定されるべきではなかったこと

(iv) 出願日であったら登録使用権者の登録を求める出願の拒絶が正当化されていたであろう

う態様で、登録日以後に事情の変更があったこと

(d) 登録官は、すでに商標が登録されていない商品又は役務(場合に応じ)につき取り消すことができる。

(e) 登録官は、職権により、又は何人かにより所定の方式で書面の請求があれば、当該商標が使用されるはずの商品若しくは役務の品質に関する登録所有者と登録使用権者間の合意規定が発効していない、又は遵守されていないことを理由として、取り消すことができる。

(2) 登録官は、本条に基づくすべての請求について、当該商標の登録所有者及び各登録使用権者(請求人ではない)に対し所定の方式で通知を発行する。

第 48 条 譲渡又は移転の権利を有しない登録使用権者

本法のいかなる規定も、商標の登録使用権者に、当該商標の使用につき譲渡可能な又は移転不可能ないかなる権利も付与するものではない。

説明：登録使用権者の取引に関する権利は、次に掲げる場合において本条が定める意味では譲渡又は移転されたとみなされない。すなわち、

(a) 登録使用権者が個人であって関連する事業を営むために任意の他の者と共有の合意をする場合。ただし、かかるいずれの場合も、その他の点で有効な場合、企業は登録使用権者が同企業の構成員である限りにおいて当該商標を使用することができる。

(b) 登録使用権者が企業であって後にその組織に変更がなされる場合。ただし、かかるいずれの場合も、その他の点で有効な場合、再編後の企業は、登録使用権者として登録された時点における再編前の企業における共同事業者が引き続き再編後の企業の共同事業者である限りにおいて、当該商標を使用することができる。

(c) 本条項の目的上、「企業」とは 1932 年共同事業者法(1932 年法律第 9 号)に定めると同一の意味を有する。

第 49 条 商標の使用と均等な連合商標の一つ又は実質的に同一である商標の使用

(1) 本法の規定に基づいて何らかの目的で登録商標の使用を証明する必要がある場合、審判機関は正しいと判断する限りにおいて、登録連合商標の使用又はその同一性に本質的影響を与えない追加又は変更を施した当該商標の使用を、証明を要する使用と均等であるとして認めることができる。

(2) 登録商標全体の使用は、本法の目的上、その商標の一部である任意の商標の使用でもありとみなされ、同一所有者の名前で本法第 12 条第(1)項に従って登録されるものとする。

第 50 条 輸出貿易向けの商標の使用及び取引形態が変わった場合の使用

(1) バングラデシュ国内から輸出される商品又は役務に対する商標をバングラデシュ国内において利用すること、及び、そのように輸出される商品又は役務であって、バングラデシュ国内における販売その他の取引向けであったなら商標の使用に該当する商品又は役務に対してバングラデシュ国内で〔施行されたその他の法律の適用〕は、当該使用が本法又はその他のいかなる法令によっても〔計量的〕である一切の目的において、これらの商品又は役務(場合

に応じ)に関連する商標の使用を構成するとみなされる。

(2) 当該標章と当該標章を使用する者との間に取引の過程で何らかの形態による関係が存在している商品又は役務に関する登録商標の使用は、当該標章との間に取引の過程で異なる形態の関係が存在していた、又は存在している当該標章を使用する者若しくはその者の事業の前任者により商品若しくは役務(場合に応じ)に関して使用されていた又は使用されているということのみを理由としては誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとみなされない。

第VII章 登録簿等の是正及び訂正

第51条 登録を取り消す若しくは変更する、又は登録簿を是正する権限

(1) 不服人が所定の方式で高等裁判所又は登録官へ申請を行うと、審判機関は、商標の登録について登録簿に記載された条件の違反又は不履行を理由として当該商標の登録を取り消す又は変更するため、適切と判断する命令を発することができる。

(2) 登録原簿からの何らかの記載の欠落又は脱落、又は十分な理由なく行われた記載、又は登録簿に不当に残っている記載、又は登録簿の記載における何らかの過誤又は瑕疵に対する不服人は、所定の方式で高等裁判所又は登録官に申請することができ、審判機関は適正と考えたとおり、当該記載をなし、削除し又は変更する命令を発することができる。

(3) 審判機関は、本条に基づく審理において、登録簿の是正に関して決定することが必要又は目的に適ういかなる問題についても決定をなすことができる。

(4) 高等裁判所又は登録官は、職権で、関係当事者に所定の方式で通知を行い、聴聞の機会を与えた後、本条第(1)項及び第(2)項に言及する命令を発することができる。

(5) 登録簿を是正する高等裁判所の命令により、当該是正の通知が登録官に所定の方式で送達されるよう命令するものとし、当該登録官は、当該通知を受領次第しかるべく登録簿を是正するものとする。

第52条 登録簿の訂正

(1) 登録簿は〔登録官は〕、登録所有者が所定の方式で申請する場合、次に掲げる事項を行うことができる。

(a) 商標の登録所有者の名称、住所又は記述の過誤の訂正

(b) 商標の所有者として登録された者の名称、住所又は記述の変更の記載

(c) 登録簿の商標の記載の抹消

(d) 商標が登録されている商品若しくは商品区分又は役務若しくは役務区分の抹消

(e) 商標に関する一部放棄又は摘要の記載。これは当該商標の既存登録で付与される権利をいかなる意味でも拡張しない。

(f) 訂正の結果として登録証の改訂又は変更を行うこと、そのために登録証を当該登録官へ提出するよう求めることができる。

(2) 登録官は、商標の登録使用権者が所定の方式で申請を行うことにより、登録使用権者の名称、住所又は詳細についていかなる誤記をも訂正し、又は変更を記載することができる。

第53条 登録商標の変更

(1) 商標の登録所有者は、当該商標の同一性に本質的影響を与えない方法で商標に付加又は変更するための許可を求めて所定の方式で登録官に請求することができ、登録官は、これを拒絶する、あるいは適切と考える範囲の条件を課して当該許可を与えることができる。

(2) 登録官は、本条の規定による請求を、そうすることが目的に適していると思われる場合、所定の方式で公告させることができ、そのようにした場合に公告の日から所定期間内にその申請に対する異義が所定の方式で登録官に通知されたとき、登録官は必要に応じ当事者らを聴聞した後、当該事項を処分する。

(3) 本条の規定により許可が与えられた場合、本条第(2)項の規定により請求の公告がなされていなければ、変更される商標を所定の方式で公告するものとする。

第54条 商品又は役務の分類改正又は差し替えにおける登録簿記載内容の調整

(1) 登録官は、改正直前の商品又は役務につき、改正直前に、商標の登録に商品若しくは商品区分又は役務若しくは役務区分を追加する効果、又はいかなる商品若しくは役務に関する商標の登録であっても事前日付を付与する効果のある登録簿の改訂を行わない。

(2) 本条第(1)項は、登録官が、同項を遵守することにより対応内容が必要以上に煩雑となる、又は追加若しくは事前日付が商品又は役務の実質的な量に影響せず何人の権利も実質的に侵害しない、と確信する場合は適用しない。

(3) 登録官がそのように改正を行うとする提案は、影響を受ける商標登録の所有者に通知され、所定の方式で公告され、不服人は、提案の修正が本条第(1)項の規定に違反することを理由に登録官に異義申立てができる。

第VIII章 証明商標

第 55 条 証明商標に適用されない本法の規定

本法の次に掲げる規定は証明商標に適用されない。すなわち、

- (a) 第 5 条
- (b) 第 15 条、第 17 条及び第 18 条、ただし本章に明示的に適用されない限り。
- (c) 第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条、第 47 条、第 48 条及び第 50 条の第(2)項
- (d) 第 10 章、ただし第 76 条を除く。

第 56 条 証明商標の登録

標章は、同種類の証明を有する商品又は役務の取引を営む者の名称で証明商標として登録することはできない。

第 57 条 標章が証明商標であるか否かの判断

ある標章が第 2 条第(28)項の規定に従って識別できるようになっているか否かの判断において、審判機関は次に掲げる範囲で考慮することができる。

- (a) 当該標章は問題の商品又は役務に関して識別するため固有のものである。
- (b) 当該標章の使用により、又はその他の状況により、当該標章は問題の商品又は役務に関して識別するため実際に付されている。

第 58 条 証明商標の登録出願

(1) 証明商標としての標章の登録出願は、その所有者としての登録を求める者により、所定の方式で書面により、本法第 61 条の規定により付託する規約案を添付し登録官に行う。

(2) 第 56 条及び第 57 条の規定を条件として、第 15 条第(1)項、第(2)項、第(3)項、第(4)項及び第(6)項の規定と第 16 条及び第 19 条が、第 15 条による出願について適用されるように、本条による出願に関して適用される。

ただし、出願の受理に関する本項の言及は出願手続きの続行を承認すると解されるものではない。

(3) 本条に基づく出願に係る当該規定による取り扱いにおいて、審判機関は、当該出願があたかも第 15 条による出願であるかのように、関連する限り同様の考慮を払い、また、証明商標はそれが証明商標である旨の何らかの表示を含むよう保証することが望ましいか否かを含め、本条による出願に関して第 59 条に基づく政府の権限内の事項ではないその他の考慮も払うものとする。

第 59 条 政府による登録出願の審査

(1) 第 58 条により行われた出願手続き継続が認められると、登録官は、次に掲げる事項について出願を審査する政府に当該出願を送付する。すなわち、

- (a) 出願人が、標章が登録されるべき商品又は役務を証明する能力を有しているか否か。

- (b) 第 61 条の規定により付託される規約案は満足のいくものであるか否か。
- (c) すべての状況において出願された当該登録は公共の利益に適うものになるか否か。

(2) 本条第(1)項に従って出願を審査した後、政府は次に掲げる命令を発することができる。

(a) 当該出願は受理しないものとする旨の命令

(b) 修正せず無条件に、又は、上記の事項のいずれかを考慮して必要と考えた場合に当出願若しくは規約に何らかの条件若しくは制限を付すか、何らかの変更若しくは修正を施すことを条件として出願を受理し当該規約案を認可する旨の登録官への命令。修正せず無条件に受理し認可する旨の命令を発する場合に、政府は出願人に聴聞の機会を与えることなく当該事項を判定するものではない。

また、政府は、当該出願が登録官を介して出願された時点において、出願処理を継続する承認が行われる以前に本項によりすでに判定が行われている場合に、その後当該出願又は規約案に改正又は修正が行われた場合、当該事項について再検討することができる。

第 60 条 証明商標の登録に対する異議申立て

(1) 出願が受理された場合、登録官は、その後速やかに、受理した出願を所定の方式で広告させるものとし、本法の第 18 条の規定を、第 15 条による出願に関連して適用されるように当該標章の登録に関して適用する。

(2) 登録出願について異議申立てが行われた場合、政府は、当事者らの要求があった場合に当事者らを聴聞し、証拠を検討し、前述の事項を考慮した後、登録官に次に掲げる命令を発する。

(a) 登録を拒絶する、又は

(b) 無条件に、又は政府が適切と考える条件若しくは制限又は変更若しくは修正を条件として、当該標章を登録する。

(3) 登録官は第(2)項に基づき政府が発する命令に従って処理する。

第 61 条 証明商標の使用管理規約の付託

(1) 証明商標として登録されるすべての標章に関して、その使用を管理するため政府が認可する規約を商標登録局に付託するものとする。これは所有者が商品若しくは役務を証明する場合の、又は証明商標の使用を許諾する場合の規定を必要記載事項とし、政府が一般命令又は特別命令でこれに挿入することを要求し又は認めるその他の規定を任意記載事項とする。

(2) 本条第(1)項により付託される登録は登録簿と同じ方式で縦覧に供される。

(3) そのように付託される規約は、登録所有者の請求により、政府の同意を得て登録簿〔登記官〕により変更することができる。

(4) 政府は、公告することが目的に適切だと考える出願を公告させることができ、そのようにした場合、当該公告に定められた期間内に当該出願に異議申立てを通知する者があつ

た場合、政府は当事者らに聴聞の機会を与えることなく当該事項を決定するものではない。

第 62 条 証明商標の登録により付与される権利

(1) 第 30 条、第 31 条及び第 64 条の規定に従うことを条件として、商品又は役務(場合に応じ)に関連する証明商標の所有者となる者の登録は、それが有効な場合、それらの商品又は役務に関する当該商標の使用に係る排他的権利がその者に与えられる。

(2) 本条第(1)項に基づき付与される証明商標の使用に係る排他的権利は、登録に付される条件又は制限に従うことを条件とする。

第 63 条 証明商標の侵害

第 62 条で付与される権利は、登録された商品又は役務に関する証明商標と同一の、又は誤認を生ずるほど類似する標章を、当該標章の使用が商標としての使用と受け取られるおそれがある態様で、取引の過程で使用する者によって侵害されるとみなされる。

第 64 条 証明商標の侵害に該当しない行為

(1) 本法の規定にかかわらず、次に掲げる行為は登録された証明商標の使用権の侵害に該当しないものとする。

(a) 証明商標が、何らかの条件又は制限を付して登録されており、当該登録が及ばない当該制限のすべてを考慮すること。

(b) 当該標章の所有者により証明された商品又は役務に関連する証明商標の使用。

(c) 次に掲げる各号の場合。

(i) 他の商品若しくは役務(場合に応じ)の一部を形成する、又はその付属品を構成している商品又は役務に係る証明商標の使用であって、当該商品又は役務との関連において、当該標章が前述の権利を侵害することなく使用され、又はそのように使用されるであろう場合

(ii) 当該標章の使用が、当該商品又は役務がそのように適合していることを示すために合理的に必要であって、当該標章の目的も効果も、当該商品又は役務が所有者により証明されている事実に従って示すこと以外にはない場合

(2) 本条第(1)項(b)は、何らかの商品又は役務に係る証明商標を付することに該当する使用の場合であって、(b)項に定める商品又は役務であるにもかかわらず、そのように付することが同項で言及する規程に反する場合に適用されない。

(3) 証明商標が本法により登録された 2 個以上の商標と同一又は非常によく似ている場合、登録により付与されるその商標の使用権の行使として、それらの当該商標のいずれかを使用することは、それらの商標のうちいかなる他の商標に係る使用権も侵害するとはみなされない。

第 65 条 登録の取消し又は変更

(1) 政府は、不服人の所定の方式による申立てにより又は登録官の勧告により、当該所有者にその申立て又は勧告に異義を申し立てる機会を与えた後、適切と考えたとおり、証明商標

に関する登録簿の記載を削除若しくは変更する、又は次に掲げる理由のいずれによっても、付託された規約を変更する命令を発することができる。すなわち、

(a) 当該所有者は、当該標章が登録されているいずれの商品又は役務の場合であれ、それらの商品又は役務を証明する法的権能がもはやないとき。

(b) 当該所有者は、所有者側が遵守しなければならない付託された規約の規定の遵守を怠っているとき。

(c) 当該標章を再登録することはもはや公共の利益とならないとき。

(d) 当該登録を変更することが公共の利益にとって必要であるとき。

(2) 高等裁判所又は登録官は、本条第(1)項に基づくいかなる理由によっても、第51条に基づく〔以外の〕その他の〔事項につき〕権限を有するものではない。

(3) 登録官は、本条第(1)項により行われる命令を実施するために不可欠な方式で、登録簿及び付託された規約を是正する。

第IX章 繊維製品に関する特則

第 66 条 繊維製品

政府は、本章の規定を適用する商品に関連して使用する商標に対し、国際分類による商品区分(以下本章で繊維製品という。)を定める。上記規定を条件とし、本法のその他の規定を他の商品区分について使用する商標に適用するように、本法のその他の規定をかかる商標に適用する。

第 67 条 繊維製品の登録に関する制限

- (1) 反物である繊維製品については、
 - (a) 織端線のみから成る標章は商標として登録することができない。
 - (b) 織端線は識別できるように構成されているとは見なされない。
 - (c) 商標の登録は、織端の使用に係るいかなる排他的権利も与えるものではない。
- (2) いかなる繊維製品についても、文字若しくは数字又はその組合せの登録は所定の条件及び制限を課せられる。

第 68 条 反物、綿織糸及び綿糸の長さの押印表示

(1) 2006年バングラデシュ労働法(2006年法律第42号)に定義される工場に該当する施設内で製造、漂白、染色、捺染又は仕上げ処理を行い、通常は長さ又は反単位で販売される反物は、各反物の実際の長さに従い標準メートルと標準メートルの何分の1単位で、その反物の長さをベンガル数字の他に英数字で目立つ形で押印表示することなく販売向けに搬出されるものではない。また、当該商品がバングラデシュ国内から輸出向けに工場から販売される場合を除いて、バングラデシュ国内の製造者又は当該反物が最終処理される施設の占有者又は当該反物の卸売購入者の名称を各反物に目立つ形で押印表示することなくかかる施設のうちかかる工程が行われる最後の施設から、販売向けに搬出されるものではない。

(2) 本法第70条に設定される規則による適用除外の対象とならない施設内において製造、漂白、染色又は仕上げ処理された、通常は束で販売される錦織糸及び木綿糸、すなわち、縫糸、かがり糸、かぎ針糸又は手芸糸は、糸の場合、前述の規則に基づき、次に掲げる場合を除き、それらの施設から販売向けに搬出されるものではない。

- (a) 当該束は、束ごとにメートル法で織糸の重量表示が目立つ形で印されているとき。
- (b) 当該束に含まれる織糸の本数、糸の場合は各一単位が、一単位当たりの糸の長さ又は重さで、又は前述の規則で求められるようなその他の方式で目立つ形で印されているとき。
- (c) これらは、当該商品がバングラデシュ国内からの輸出向けに施設から販売される場合を除き、束ごと又は一単位ごとに当該商品のバングラデシュ国内の製造者又は卸売購入者の名称につき目立つ形で有標ではない限りにおいてとする。

ただし、その作業が、家族以外の10名未満の従業員による協力の有無を問わず、家族の構成員によって作業が行われる施設、又は20名未満の労働者がその施設で雇用される共同組合によって管理される施設は、本法第70条に定める規則の適用を免除するものとする。

第 69 条 反物としての指定

1969 年税関法(1969 年法律第 4 号)の第 68 条及び第 15 条第(1)項の目的上、政府は、官報で告示することにより、商品のどの区分が通常は長さ又は反単位で売られる「反物」という表現に含まれるかを指定する。

第 70 条 見本による繊維製品の特性判断

(1) 本法の目的上、政府は次に掲げる規則を制定することができる。

(a) 個数、数量、度量、ゲージ又は重量が統一されていることが本旨であるか、又は統一されていると主張される商品について、抜き取り検査を行う見本の個数及び見本の選択につき規定する規則。

(b) 本法第 68 条の目的上、織糸及び糸に同条が求める詳細を記す方式、及び織糸及び糸の製造、漂白、染色又は仕上げ処理に使われる一定の施設につき同条の規定の適用免除を規定する。

(2) 本条第(1)項に基づきその時点で有効ないずれの規則においても規定が制定されていない、見本の抜き取り検査が必要な商品について、当該商品の個数、数量、度量、ゲージ又は重量を確認する機会がある裁判所又は税関職員(場合に応じ)は、命令書により、抜き取り検査をすべき見本の個数と見本の選択方式を決めるものとする。

(3) 本条第(1)項により制定された規則により又は同条第(2)項により発出された命令に従って行われる検査結果の平均は、当該商品の個数、数量、度量、ゲージ又は重量の一応の証拠とする。

(4) 本条第(1)項により制定された規則により又は第(2)項により発出された命令に従って見本の抜き取り検査が行われた商品に、又はそのような商品に関係して、何らかの請求をなす者が当該商品の見本の追加的な抜き取り検査を希望する場合、そのように追加される見本につき、その者が裁判所又は税関職員(場合に応じ)に対する申請書の提出、及びかかる追加的な抜き取り検査の費用として裁判所又は税関職員が随時求める負担金額の前払いがあり次第、当該規則中に定めがない範囲に関し許容される限度で抜き取り検査が行われるものとし、裁判所又は税関職員は、相当の理由があれば、本条第(1)項又は第(2)項(場合に応じ)に基づき、所定の方式で選択する見本を決定することができる。

(5) 本条第 3 項に定める検査及び同条第 4 項に基づく追加的な検査の結果の平均は、当該商品の個数、数量、度量、ゲージ又は重量(場合に応じ)の最終的な証拠とする。

第X章 違反行為、罰則及び手続き

第71条 商標及び商品表示を付することの意味

(1) 次に掲げる者は、商品又は役務(場合に応じ)に係る商標、標章又は商品表示を付するとみなされる。

- (a) 商品自体又は役務自体(場合に応じ)にそれを付する者
- (b) 販売され、販売用に展示され、又は販売目的で、その他の取引目的で、若しくは製造目的で所有される商品又は役務(場合に応じ)の中の包装、又はこれに付帯する包装に対して付する者
- (c) 商標又は標章若しくは商品表示が利用された包装等の中に、又はこれに付帯して、販売され、販売用に展示され、又は販売目的で、若しくは製造における商標としての目的で所有される商品又は役務(場合に応じ)を設ける、取り込む又は付加する者
- (d) 商標又は標章若しくは商品表示が使用される商品又は役務(場合に応じ)が、その商標又は標章若しくは商品表示により指定される又は表示されると信じさせる合理的なおそれがある態様で商標又は標章若しくは商品表示を付する者
- (e) 商品又は役務(場合に応じ)に関連して、標章、広告、請求書、カタログ、商用文、価格表又はその他の商業文書に商標又は商品表示を使用する者であつて、かつ、そのように使われる商標又は商品表示を参照して行われる請求又は注文に従つて商品又は役務(場合に応じ)が人に提供される場合。

(2) 商標又は標章若しくは商品表示は、当該商品又は役務(場合に応じ)に、又は包装若しくはその他の物に織り込まれていると、押印されていると、その他の態様で挿入されていると、又は付加若しくは添付されていると問わず、当該商品又は役務(場合に応じ)に利用されるものとみなされる。

第72条 商標の偽造及び不正に付すること

(1) 次に掲げる者はいずれも商標を偽造したとみなされる。

- (a) 当該商標の所有者の同意なく、その商標又は誤認を生ずるほど類似する標章を作成する者。
- (b) 改変、追加、削除又はその他により真正の商標を偽造する者。

(2) 次に掲げる者は、当該商標の所有者の同意なく商標を不正に商品又は役務(場合に応じ)に付するとみなされる。

- (a) このような商標又は誤認を生ずるほど類似する標章を、商品若しくは役務(場合に応じ)又は商品を包含する包装に付する者。
- (b) 当該所有者の当該商標と同一又は誤認を生ずるほど類似する標章が付された包装を、商品をその中に梱包、充填又は包装する目的で使用する者。

(3) 本条第(1)項に述べる偽造された商標、又は本条第(2)項に述べる不正に付された商標は不正な商標とみなされる。

(4) 商標の偽造又は商品若しくは役務に対する商標を不正に付することに係るいかなる訴追においても、被疑者が当該所有者の同意に係る挙証責任を負うものとする。

第73条 不正な商標及び虚偽の商品表示等を付することに対する罰則

人の場合

- (a) 商標を偽造する者
- (b) 商標を不正に付する者、又は商品若しくは役務に不正に付する者
- (c) 商標を偽造する目的、又は商標を偽造するために使用する目的で、金型、版、機器、板材又はその他の器具を制作し、処分し又は自ら所持する者
- (d) 商品又は役務に不正な商品表示を付する者
- (e) 本法第108条により、製造若しくは生産された国若しくは地域、又は製造者、生産者若しくは供給者(場合に依り)の名称及び住所、又はその者のために商品若しくは役務が製造、生産若しくは供給される者の表示が求められる商品に対して、そのような国、地域、名称又は住所の不正表示をする者
- (f) 第108条により表示が求められる商品又は役務に付された出所表示を改ざん、改変若しくは削除する者
- (g) (a)から(f)項に述べる事柄が行われるようにさせる者。この者は本法の規定に従って、期間6月以上2年以下の禁固、若しくは5万以上20万タカ以下の罰金、又はこれの併科、再犯若しくは累犯の有罪判決の場合は、期間1年以上3年以下の禁固、又は10万以上30万タカ以下の罰金、又はこれを併科する。

第74条 不正な商標又は虚偽の商品表示を付した商品販売に対する罰則

不正な商標若しくは虚偽の商品表示を付して、又は、第108条の規定により付すことが求められる製造若しくは生産される国若しくは地域、又は製造者若しくは生産者又は商品がその者のために製造若しくは生産される者の名称及び住所を表示することなく、商品又は物品を販売する者、又は販売用の展示を行う者、又は販売目的、取引若しくは製造の目的で所持する者は、次に掲げる事項が証明されない限り、2年以下の禁固又は罰金若しくはこれを併科、再犯若しくは累犯はいずれの場合も3年以下の禁固又は罰金若しくはこれを併科する。

- (a) 本条に定める侵害に対して合理的なすべての予防措置を講じており、侵害があったとされる時点で、当該商標若しくは商品表示の真実性を疑う、又は当該商品に関して何らかの違反があったことを疑う、どのような理由もなかったこと。
- (b) 検察官の要求に応じて、又は検察官のために、当該商品又は物品の入手先である者について自己の権限が及ぶ限りすべての情報を提供したこと。
- (c) その他の点においても正直に行動したこと。

第75条 反物等の搬出に対する罰則

何人も、本法第68条で求められる押印表示のない反物、綿織糸、綿糸、すべてのそのような反物の一部やそのような織糸や糸の束、それらの包装に用いられるすべての物を、同条に定める施設から販売のため搬出し、搬出を企て、若しくは搬出させようとし、搬出させようとして企てる、又はこれを販売し、販売のため展示し、販売その他の取引目的若しくは製造目的で所有する者は政府に没収され5,000タカ以下の罰金を科せられる。

第 76 条 登録商標の虚偽表示に対する罰則

(1) 次に掲げる表示を行う者は、6 月以上 1 年以下の禁固若しくは 5 万タカ以上 10 万タカ以下の罰金が科され又はこれを併科される。

(a) 登録商標ではない標章について、それが登録商標であるとする表示。

(b) 登録商標の一部であるが商標として個別に登録されていない部分について、商標として個別に登録されているとする表示。

(c) 実際には登録されていない商品又は役務について、登録商標が登録されているとする表示。又は、

(d) 登録簿に記載された制限を考慮すると、実際にはある商標の登録がその商標の排他的使用権を付与していない状況において、当該商標の登録によって当該排他的使用権が付与されている旨の表示。

(2) 本条の目的上、バングラデシュ国内で商標に関して「登録されている」という単語、又は明示的であると黙示的であるとを問わず登録を指すその他の表現を使用することは、登録簿への登録に言及する意味を含むとみなされる。ただし、次に掲げる場合を除く。

(a) その単語又はその他の表現が、その単語又はその他の表現が描写されている文字と少なくとも同じ大きさの文字で描写されている他の単語と直接的な関連性を持って使用されており、その言及は、本法の下に置かれる国であるバングラデシュ国以外の国の法律に基づく商標としての登録に関するものであって、その言及された登録は実際に有効であることを示している場合。

(b) その他の表示で、当該言及が本項(a)に述べるような登録に関するものであることを示しているようなものである場合。

(c) その単語が、バングラデシュ国以外の国の法律により商標として登録された標章に関し、専ら商品又は役務について、その国に輸出されるため使用される場合。

第 77 条 商標当局と関連があるように事業所を不当に表示することに対する罰則

自らの事業所に又は自らが発行する文書に、自らの事業所が商標当局であるか、商標当局と公的に関係すると合理的に信じさせる単語を使用する者は、いずれの表示についても 6 月以上 1 年以下の禁固若しくは 5 万タカ以上 10 万タカ以下の罰金に科し又はこれを併科する。

第 78 条 登録簿の不実記載に対する罰則

登録簿に虚偽の記載を行い若しくは行わせるか、登録簿の記載の写しであると虚偽の主張を行う書面を作成し若しくは作成させ、又は記録若しくは書面が虚偽であること知りながら、何であれそのような書面を証拠として提出し若しくは提供するか、提出させ若しくは提供させる者は、6 月以上 1 年以下の禁固若しくは 5 万タカ以上 10 万タカ以下の罰金に科し又はこれを併科する。

第 79 条 商品の没収

(1) 本法第 73 条若しくは第 74 条に基づき同条の違反につき有罪判決を受け、又は詐欺の意図なく行った旨の立証により本法第 73 条の違反につき、若しくは本条第 76 条(a)、(b)及び(c)の各号に規定する事項の立証により同条に基づき無罪判決を受けた場合、有罪又は無罪

の判決をなす裁判所は、既遂の犯罪、若しくは前述のように立証された事由がなければ成立していたであろう犯罪を組成し、又はそれに関連するすべての商品及び物品の没収を政府に命令することができる。

(2) 没収が有罪判決について命令されその有罪判決が上訴された場合、上訴は没収に対しても成立する。

(3) 没収が無罪判決について命令され、命令に係る商品又は物品の価格が 500 タカを超える場合、没収に対する上訴は、上訴可能な事件につき没収を命じた裁判所の判決文によって上訴が係属する裁判所に、命令が出された日から 30 日以内に提訴することができる。

(4) 没収が有罪判決について命令された場合、裁判所は、有罪を宣告された者に、没収が命じられたいかなる物品についても廃棄又は裁判所が適切と考えるその他の処分を命ずることができる。

第 80 条 標章及び表示に関する善意の法令違反

本法第 73 条に定める違反に係る被疑者が次に掲げる事項を立証した場合、裁判所は訴追を取り下げることができる。

(a) 自己の事業の通常の過程において、他の者に代わり、商標若しくは商品表示を付するために、又は(場合に応じ)、商標の制作用若しくは当該制作に使用される金型、版、機器、板材又はその他の器具を製作するために、当該他の者に雇用されていること。

(b) 容疑の対象となる事件において、そのように雇用されていた事実、及び、かかる商品若しくは役務(場合に応じ)の販売によって決まる利益若しくは手数料のを得る手段としての当該商品若しくは役務又はその他の物品に関与していなかったこと。

(c) 容疑の対象となった違反を犯さないよう合理的予防措置を講じていたこと。

(d) 違反行為を実行したとされる時点において、当該商標又は商品表示の真実性を疑う理由があったこと。

(e) 検察官により、又は検察官に代わって行われた要求に応じて、当該標章又は表示をその者のために付した者に関し、自らの権能が及ぶすべての情報を提出したこと。

第 81 条 被疑者が登録の無効の抗弁を行う場合の手続き

(1) 本法第 73 条又は第 74 条に基づき、登録された商標に関する罪の被疑者が、当該商標の登録が無効であることを主張する場合、次に掲げる手順に従う。

(a) 治安判事が、かかる抗弁が一見して明らかに支持できることを確信した場合、同判事は起訴を行わず、被疑者が当該登録の無効を理由として登録簿の是正を求める申立書を本法に基づき高等裁判所に提出できるよう、被疑者の抗弁が記録された日から 3 月間訴追手続きを中断する。

(b) 被疑者がそのような期限内に、又は治安判事が十分な根拠に基づき認める追加期間内に当該申立てを行ったことを治安判事に証明すると、当該訴追手続きは、是正を求める当該申立て及び不服申立てがあればそれが処理されるまで、さらなる手続きは治安判事により中断される。

(c) 3月以内又は治安判事が認める延長期間内に、被告の登録簿の是正を求める高等裁判所への申立てを怠る場合、治安判事は当該登録が有効であるかのように当該事件を進行させる。

(2) 第73条又は第74条に言及する不法行為の申立て開始以前に、登録の無効を理由に問題の商標に関して登録簿の補正を求める申請が審判機関に対して既に正式に行われて係属中であつた場合、治安判事は前述の申請が処理されるまで当該告訴の手続きを中止し、原告が自己の標章の登録を信頼する限りにおいて補正を求める申請の結果に準拠して被告に対する告訴を裁決する。

第82条 会社による違反

(1) 本法に違反している者が会社である場合、その会社はその責任を負うすべての個人と同じく、当該違反行為時にその業務を行っていた会社が当該違反行為をなした者とみなされ、しかるべく訴追され処罰される責任主体とされる。

(2) 本条第(1)項の規定にかかわらず、同会社の業務を行う者が当該違反は自らが情を知らず行われたこと、又はかかる違反が行われぬよう相当の注意を尽くしていたことを証明する場合、この者に対する処分は行われぬ。

(3) 本条第(1)項の規定にかかわらず、本法の違反が会社によって行われ、当該違反は同会社のいずれの取締役、管理者、秘書役又はその他の役員の同意を得て若しくは黙認により行われたこと、又は当該違反が行われたことは同会社の取締役、管理者、秘書役又はその他の役員側の側における怠慢に起因していることが立証された場合、同会社のほか当該取締役、管理者、秘書役又はその他の役員いずれも当該違反の責任を負うとみなされ、訴追され、しかるべく処罰される。

説明：本条の適用上、次に掲げる用語は次のとおりとする。

(a) 「会社」とは法人をいい、企業又はその他自然人の団体を含む。

(b) 企業に関して「取締役」とは企業の共同出資者をいう。

第83条 一定の違反の管轄権

(1) いずれの裁判所も本法第76条、第77条又は第78条に係る違反を審理しない。ただし、登録官又は登録官により授権された職員による訴状がある場合を除く。

(2) 特別市治安判事裁判所又は1級治安判事裁判所より下級の裁判所は、本法の違反は審理しない。

(3) 1898年刑事訴訟法(1898年法律第5号)の規定にかかわらず、本法の規定により何人に対しても罰金を科すとき、特別市治安判事又は1級治安判事が本法に定める罰金を科すものとする。

第 84 条 海路輸入される商品の原産地証明

海路によりバングラデシュ国内に持ち込まれる商品の場合、船積港の証明は本法又は 1969 年税関法(1969 年法律第 4 号)に基づく違反に係る訴追の際に当該商品が製造又は生産された地域又は国の一応の証明となる。

第 85 条 防禦又は訴追の費用

(1) 本法に基づく訴追手続きにおいて、裁判所は、当該事件の全事情及び当事者らの行為を考慮し、被告が原告に又は原告が被告に支払うべき妥当と考える費用を命ずることができる。

(2) かかる費用は、裁判所への申請に応じ、1898 年刑事訴訟法(1989 年法律第 5 号)の第 386 条に基づく償還可能な罰金のように償還できるものとする。

第 86 条 訴追の期限

本法の違反に係る訴追は、訴追の対象となる違反時から 3 年又は違反の発見から 2 年の期限のうちいずれか早く満了した後は行うことができない。

第 87 条 犯行に関する情報

本法を執行に関与する職責を担う政府職員は、いずれの裁判所においても本法に基づき犯行に関する情報源の陳述を強いられることはない。

第 88 条 バングラデシュ国外における犯行の教唆に対する刑罰

バングラデシュ国内に在る者が、バングラデシュ国内であれば本法により罪となる行為についてバングラデシュ国外での犯行を教唆する場合、その身柄が発見されたバングラデシュ国内のいずれの地においても当該教唆を法廷で審理され、教唆した行為をその地で自ら犯した場合に科せられるであろう刑罰をもって処罰される。

第 89 条 政府の指示権

(1) 政府は、官報への公告をもって、本法の一切の規定を施行するうえで刑事裁判所が遵守すべき指示を与えることができる。

(2) 本条第(1)項による指示は、特に、個数、数量、度量、ゲージ又は重量の変動限度について規定することができ、当該変動限度は、商品又は役務の場合に許容されるものとして刑事裁判所により承認される。

第XI章 雑則

第90条 標章付商品の販売における黙示保証

次に掲げる各号の場合、売主は、第2条(8)が意味する範囲内で、当該標章が真正の標章であって偽造された標章ではないこと、又は商品表示が虚偽商品表示でないことを保証するとみなされる。

- (a) 商標又は標章又は商品表示が商品又は役務の販売又は販売契約の際に付されているとき、及び、
- (b) 販売又は販売契約時において売主により、売主に代わって署名される何らかの書面に何らかの反対の記載がある場合。

説明：本条の適用上、「偽造標章」とは無許諾の商標をいい、

- (a) それが、
 - (i) 商品、包装又は役務に使用されるもの
 - (ii) 当該商品又は役務について有効に登録された商標と同一であるもの、又は、
 - (iii) 主要部において当該商標と自他の識別ができないもの、かつ、
- (b) それによって本法に基づく商標の所有者の権利を侵害しているもの。

第91条 登録官の手続き及び権限

(1) 本法に基づく登録官に対するすべての手続きにおいて、登録官は、証拠を受理し、宣誓させ、証人を出廷させ、証拠開示及び文書提出を命じ、証人尋問の嘱託書を交付する目的においては民事裁判所の権限すべてを有する。

(2) 証拠は宣誓供述書によるものとするが、登録官は、適切と考える場合は宣誓供述書による証拠に代えて、若しくはこれに加えて口頭証拠を採用することができる。

(3) 第93条の規定に従うことを条件として、登録官は、当事者に聴聞の機会を与えずして本法または本法により制定された規則により付与された権限を執行するものでなく、要請があれば、登録官によって定められた期間内にこの点に関し文書が送付される。

(4) 登録官は、本法及び本法のために制定された規則に別段の明示的な規定がない限り、合理的と考える命令を発することができ、かかる命令はいずれも民事裁判所の命令として執行することができる。

(5) 登録官は、いかなる申請も登録官に対し所定の方式で提出されたとき、又はその職権で、請求人が相当の注意を尽くした後も命令が出された時点において申請人の知らなかった又は提出することができなかつた新規かつ重要な証拠となる事項の発見を理由として、又は記録に一見して明らかな誤り又は過誤があるという理由で自らの決定を見直すことができる。

第92条 手続き当事者の死亡

本法による手続きの当事者である者が当該手続き係属中に死亡した場合、登録官は、死亡者

の利益の移転に登録官が確信できる証拠があれば、請求に応じて、当該手続きにおいて利益の承継人を死亡者の代わりにすることができる。また、登録官が、死亡者の利益は生存当事者により十分に代表されると考える場合、利益の承継人を代わりにすることなく当該手続きを継続させることができる。

第 93 条 期間の延長

(1) 登録官に対し所定の方式で申請が行われ、登録官が期間を延長するに十分な根拠があると確信する場合、登録官は、費用に関する条件又はその他登録官が課すことが適切と考える条件を付して、しかるべく期間を延長し、当事者に通知することができる。ただし、期間の延長は、本法又は本法により制定される規則により明確に期間が定められている場合は認められない。

(2) 本条第(1)項のいかなる規定も、期間の延長を求める申請を処理する前に登録官に当事者らの聴聞を求めるものではない。

(3) 本条による登録官の命令に対する不服申し立てはできない。

第 94 条 放棄

出願人が本法の規定により行われた出願を続行しない場合、登録官は、通知によって出願人に所定の期間内に懈怠を治癒するよう求めることができ、出願人が望む場合には聴聞の機会を与えた後、通知に記載する期間内に懈怠が治癒されない場合、その出願は放棄されたものとして取り扱う。

第 95 条 政府に対する手続き

本法に基づく政府に対するすべての手続きにおいて、証拠は宣誓供述書によって提出されるものとする。ただし、政府が適切と考える場合、宣誓供述書による証拠に代えて、またはこれに加えて口頭証拠を採用することができ、政府はその目的において民事裁判所の権限すべてを有する。

第 96 条 地方裁判所に提起すべき侵害訴訟等

次に掲げるいずれの訴訟も、当該訴訟を審理する管轄権を有する地方裁判所より下級の裁判所に提起することはできない。

- (a) 登録商標の侵害に対する訴訟
- (b) 登録商標の権利に関する訴訟
- (c) 登録商標の訂正された権利に関する訴訟、及び
- (d) 登録非登録を問わず、原告の商標と同一又は誤認を生ずるほど類似する商標を被告が使用することによって生ずる詐称通用に関する訴訟。

第 97 条 侵害又は詐称通用に関する訴訟における救済

(1) 本法の第 96 条にいう侵害又は詐称通用に関する訴訟において裁判所が与える救済は、差止命令、並びに原告の選択により、破棄又は削除のための侵害ラベル及び標章の引渡し命令

と共になされると否と問わず、損害賠償又は不当利益弁済金を含む。

(2) 本条第(1)条の規定にかかわらず、裁判所は次の場合損害賠償又は不当収益弁済金の方法による救済を与えない。

(a) 商標の侵害に対する訴訟において訴訟物である侵害が証明商標に関するものである場合、又は

(b) 侵害に対する訴訟において被告が裁判所に次の心証を与える場合。

(i) 当該訴訟で審理の対象となる商標の使用を開始した時、原告の商標が登録簿に登録されていたこと、又は原告が許諾された使用の方法で使用する登録使用権者であったことを知らず、またそれを信ずるに足る十分な根拠が無かったこと

(ii) 当該商標に係る原告の権利の存在及び権利の性質を知った時、当該商標が登録されていた商品又は役務に関する商標の使用を直ちに中止したこと

又は、

(c) 詐称通用に対する訴訟において被告が裁判所に次の心証を与える場合。

(i) 当該訴訟で審理の対象となる商標の使用を開始した時、原告の商標が使用されていることを知らず、またそれを信ずるに足る十分な根拠が無かったこと

(ii) 原告の当該商標の存在及び当該商標の性質を知った時、審理の対象となる商標の使用を直ちに中止したこと

第 98 条 一定の場合に高等裁判所に行うべき登録簿の是正に係る申請

(1) 登録商標の侵害訴訟において、被告が原告の商標登録の有効性を争い、かつ原告が被告の商標登録の有効性を争っている場合、関連する商標登録の有効性の論点は登録簿の是正申請によって決せられるものとする。

(2) 第 42 条、第 43 条第(4)項又は第 51 条のいずれの内容にもかかわらず、本条第(1)項によるすべての申請は高等裁判所に対して行う。

(3) 本条第(1)項及び第(2)項の規定に従うことを条件として、登録簿の補正申請が第 42 条、第 43 条第(4)項又は第 51 条に基づき登録官に対して行われた場合、登録官は高等裁判所にその申請を回付することができる。

第 99 条 高等裁判所への登録簿の是正に係る申請手続き

(1) 高等裁判所に行う登録簿の是正に係る申請は、所定の形式により所定の詳細を記載する。

(2) 民事訴訟法の規定を本条による申請及び不服申立てに適用する。

(3) 本条の規定による登録商標に関する高等裁判所又は上訴裁判所(場合に応じ)のすべての命令又は判決の認証謄本は裁判所により登録官に通知され、登録官は裁判所の命令を実行し、登録簿の記載の改訂又は是正が指示されている場合は当該指示に従いそのように行う。

第100条 上訴

(1) 政府が本法に基づき行う決定、発する命令若しくは指示、又は当該決定、命令又は指示を実行する目的で登録官が定める規定若しくは命令に対する上訴はできない。

(2) 本条第(1)項又は本法の他の規定で別途明示的に規定される場合を除き、本法又は本法により制定された規則に基づく登録官の命令の決定から所定の期間内は、高等裁判所への上訴は却下される。

(3) かかるすべての上訴は所定の方式で提起される。

(4) 本条による上訴の処理において、高等裁判所は登録官が本法に基づき発することのできる命令を発する権限を有するものとする。

(5) 第14条、第15条又は第18条に基づく登録官の決定に対する登録出願人による上訴において、裁判所の明示的許可がある場合を除き、登録官又は上訴当事者は、当該決定に記録された、若しくは登録官に対する手続きにおいて当該当事者により提出された(場合に応じ)根拠以外の根拠を提出することはできない。かかる追加的な根拠が提出される場合、登録出願人は、所定の方式で通知することにより、登録官又は自己の出願に反対している当事者の費用を支払う責任を負うことなく自己の出願を取り下げることができる。

(6) 民事訴訟法の規定は、本法及び本法により制定される規則の規定を条件として、高等裁判所への上訴に適用される。

説明：本条第(2)項の「命令」又は「決定」とは、当事者の権利を最終的に確定する命令又は決定をいい、単なる手順ではない。

第101条 高等裁判所の規則制定権

高等裁判所は、本法による一切の手続きの実施及び手順に関し、本法と整合性を有する規則を制定することができる。

第102条 商標の有効性又は登録が争われる場合の訴訟手続きの中止

(1) 商標侵害に関する訴訟において、原告の商標登録が無効であると被告が主張する、又は被告の商標登録が無効であると原告が主張する場合、当該訴訟を審理する裁判所(以下「裁判所」という。)は、次のとおりとする。

(a) 原告又は被告の商標について登録簿の是正に係る手続きが登録官又は高等裁判所において係属中である場合、当該手続きの最終処分まで当該訴訟の審理を中止する。

(b) 当該手続きが係属中ではなく登録官が原告又は被告の商標登録に係る無効性の主張を一見して維持できると確信する場合、当該無効性の主張を争点として取り上げ、関係当事者が高等裁判所に登録簿の是正を申請することができるようにするため、当該争点を設定した日から3月間休廷する。

(2) 関係当事者が裁判所に対し、本条第(1)項(b)に規定される期間内に、又は相当な理由により裁判所が認める延長期間内に、同規定に定める申請を行った旨を証明した場合、訴訟の審理は是正手続きの最終処分まで中止される。

(3) そのように規定された期間又は裁判所が認める延長期間内に前述の申請が行われなかった場合、当該商標の登録の有効性に関する争点は放棄されたと見なされ、裁判所は同件の他の争点について審理を再開する。

(4) 本条第(1)項又は第(2)項に定める是正手続きにおいて発出される最終命令は当事者らを拘束し、裁判所は、当該商標登録の有効性に係る争点に関する限りにおいて当該命令に従って当該訴訟を処理するものとする。

(5) 本条による商標の侵害に係る訴訟の中止は、当該中止期間中に裁判所が発するいかなる中間命令をも排除するものではない。これらの中間命令には、差止を認める命令、保存すべき会計帳簿の指示、管財人の任命又は財産の差押えが含まれる。

第 103 条 訴訟手続きにおける登録官の出廷権

(1) 登録官は、求められている救済が、登録簿の変更又は是正を含む、又は商標登録実務にかかわる問題が取り上げられる、訴訟又はその他の法的手続きにおいて出廷し、申述する権利を有する。

(2) 商標の登録出願に関する登録官の命令に起因する高等裁判所への上訴において、次に掲げる場合、登録官は出廷し申述する権利を有する。

(a) 上訴に異議は述べられていないが、申請が登録官により拒絶されているか、又は改訂、修正、条件若しくは制限を付して登録官により受理されている場合。

(b) 上訴に異議が述べられており、登録官が自己の出廷が公共の利益のため必要であると考える場合。

(3) 高等裁判所が別段の指示をしない限り、登録官は出廷に代えて自ら署名した意見書を提出し、争点事項に関連して当該登録官が行った手続き、又は当該争点事項に影響を与える自己の決定の根拠、又は類似事件における登録商標局の実務、又は争点に関し、かつ登録官として自己の知識の範囲内にあるその他の事項について適切と考える詳細を提出することができ、かかる意見書は訴訟手続きにおいて証拠となる。

第 104 条 高等裁判所への手続きにおける登録官の費用

本法に基づく高等裁判所に対するすべての手続きにおいて登録官の費用は高等裁判所の裁量によるものとするが、登録官はいずれの当事者の費用支払いも何ら命じられない。

第 105 条 一定の手続きにおいて提訴される登録使用権者

(1) 本法の第 VII 章又は第 100 条によるすべての手続きにおいて、許容される使用方法で使用する商標の登録使用権者は、自らはいずれも同章又は同条による手続きについて申立人で

はないが、当事者として当該手続きの当事者として参加するものとする。

(2) 他のいかなる法令の規定にかかわらず、そのように手続きの当事者とされた登録使用者は、出廷せず手続きに参加しない場合は何ら費用の支払責任を負わない。

第 106 条 登録簿記載事項の証拠及び登録官がなした行為

(1) 登録簿の記載又は第 116 条第(1)項に言及される文書であって登録官による認証文言が付され商標登録局印の押された印刷又は手書きによる謄本は、すべての裁判所及び手続きにおいてそれ以上の証明又は原本の提出を行うことなく証拠として認められる。

(2) 本法又は本法により制定された規則に基づき権限を与えられている登録官により認証されたいかなる記載又は事項も、その内容であることの最終的な証拠となる。

第 107 条 登録官及びその他職員に登録簿の提出を強いることはできない

商標登録局の登録官又はその他職員は、その者が当事者でないいかなる法的手続きにおいても、特段の理由により裁判所が命じる以外は、内容が本法に基づき発行される認証謄本の提出をもって立証可能な登録簿又はその者が保管するその他の文書の提出を強制されず、又は当該文書に記録された事項を証明するために証人として出廷することを強制されない。

第 108 条 商品又は役務に原産地表示を求める権限

(1) 政府は官報に告示して次に掲げる事項を求めることができる。

(a) バングラデシュ国に供給又は輸入されるバングラデシュ国の領域外で生産及び製造される商品又は役務についての表示。

(b) バングラデシュ国の領域内で生産又は製造される商品又は役務についての表示。

(c) 製造された国名若しくは地名、生産者若しくは供給者の国名若しくは地名又は商品若しくは役務がそのために製造若しくは生産される者の国名又は地名についての表示は、公布後 3 月以上経過した告示により指定された日から当該商品又は役務に付するものとする。

(2) 告示には、本条第(1)項に記載される表示についての方式、時と場合、又は当該表示の必要性を明記することができる。

(3) 告示は次に掲げる場合でない限り、本条により公布されない。

(a) 個人又は団体、当該商品又は役務の供給者又は使用者により告示の公布を求める申請が行われるとき。

(b) 他に、政府が必要性を検討するような照会の有無にかかわらず、告示を公布することが公共の利益に必要であると政府が確信するとき。

(4) 本条に基づく告示は 1897 年一般条項法(1897 年法律第 10 号)第 23 条の規定に準拠せず公布されることはない。

(5) バングラデシュ国の領域外で製造若しくは生産されバングラデシュ国内へ輸入された商

品又は国の領域外からバングラデシュ国内へ輸入され供給された役務につき、それらの商品又は役務(場合に応じ)の通関手続地を管轄する税関長が、バングラデシュ国内での積替え後であると又はバングラデシュを通過するとその他とを問わず輸出輸出向けに意図されたものであると輸出時に確信する場合、本条に基づく告示は当該商品又は役務には適用されない。

第 109 条 虚偽の商標が付された輸入商品に関する情報請権

(1) 1969 年税関法(1969 年法律第 4 号)の第 15 条(d)、(e)又は(f)の各号によりバングラデシュ国内への再輸入が禁じられており、同法により輸入に際して留置及び押収を免れない商品がバングラデシュ国内に輸入される場合、当該商品の通関手続地を管轄する税関長は、同税関長に対し説明がなされた際に当該商標が虚偽の商標として使用されている旨を信ずるに足る理由がある場合、当該商品の輸入者又はその代理人に当該商品に関してその者が所持する書類を提出し、当該商品をバングラデシュ国内に託送した者の住所及び名称並びに当該商品の送付先とされたバングラデシュ国内の者の住所及び名称に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 輸入者又はその代理人は、本条第(1)項に基づく税関長の命令を受領した日から 14 日以内に、前述の要求を遵守するものとし、遵守しない場合は 5,000 タカ以下の罰金を科せられる。

(3) 税関長は、本条に基づき当該商品の輸入者又はその代理人から得られた情報を、虚偽の商標として使用されたとされる商標の登録所有者又は登録使用権者に通知することができる。

第 110 条 有効性の証明書

商標登録の有効性が問題となる法的手続において当該商標の所有者を支持する判断が下される場合、審判機関はその旨の証明書を交付することができ、かつかかる証明書が交付される場合、その後の商標登録の有効性が問題となるいかなる法的手続きにおいても、自らを支持する最終的な命令又は判決を得た当該所有者は、当該最終的な命令又は判決に十分な理由に基づく別段の指示がない限り、自己の法的手続き費用、手数料及び弁護士と依頼者間の経費の全額を求める権利を有する。

第 111 条 通知の送達住所

申請書又は異議申立書に記載される送達住所は、申請書又は異議申立書の目的上、申請人又は異議申立人(場合に応じ)の住所とみなされ、申請書又は異議申立書に関するすべての書類は申請人又は異議申立人の送達住所へ手渡し又は郵送で送達することができる。

第 112 条 考慮すべき取引慣行等

商標に関する訴訟又はその他の手続きにおいて、審判機関は、関係する取引の慣行及び他の者が適法に使用する関連商標若しくは商号又は装丁を証拠と認める。

第 113 条 代理人

宣誓供述書の作成を除き、本法により又は本法に基づいて何らかの行為が何人かに為される

ことが求められる場合、当該行為は、このために制定される規則に従って、本人に代わり適式に委任された代理人により行うことができる。かかる代理人は弁護士、又は商標代理人として所定の方式で登録された者、又は本人のみにより通常雇用されている者のいずれかの者とする。

第 114 条 登録されない書類

1908 年登録法(1908 年法律第 16 号)のいかなる規定にもかかわらず、登録商標以外の商標について所有権若しくは権原を宣言する、又は宣言する趣旨の文書は本法の規定により登録されることはない。

第 115 条 索引

登録官の指揮監督下で次に掲げる事項を管理するものとする。

- (a) 登録商標の索引
- (b) 登録出願中の商標の索引
- (c) 登録商標の所有者の名称の索引
- (d) 登録使用権者の名称の索引

第 116 条 公衆の縦覧に供される書類

(1) 第 45 条第(6)項に別段の定めがある場合を除き、次に掲げる文書は所定の条件に従い商標登録局において公衆の縦覧に供する。

- (a) 登録簿及び登録簿の一切の記載の根拠となる書類
- (b) 商標の登録に対するすべての異議申立書、登録官への補正申請書、これに対するすべての意見書、及びすべての宣誓供述書又は登録官への手続きにおいて当事者らが提出したすべての書類
- (c) 第 61 条に基づき付託されたすべての規約、及び第 65 条に基づくかかる規約変更のためのすべての申請書
- (d) 第 115 条に定める索引
- (e) 官報の告示により政府が定めるその他の書類

(2) 何人も登録官に申請し所定の手数料を支払うことにより登録簿の記載又は本条第(1)項で言及するいずれの書類の認証謄本をも入手することができる。

第 117 条 手数料

(1) 本法に基づく出願及び登録並びにその他の事項に関しては、政府による所定の手数料を支払うものとする。

(2) 登録官によりなされる行為について手数料を支払うべき場合、登録官は当該手数料が支払われるまでそれを行わない。

(3) 商標登録局への書類提出について手数料を支払うべき場合、当該手数料が支払われるまで当該書類は同局へ提出されたとはみなされない。

第 118 条 適用除外等

(1) 本法のいかなる規定も、バングラデシュ国内に居住する雇用主の被用者であつて、信義に則り当該雇用主に従い、かつ訴追者により又は訴追者に代わって行われる要求に応じて、雇用者について、及び雇用者から受け取った指示について完全な情報を与えた者を訴追又は処罰の対象とすると解釈されるものではない。

(2) 本法のいかなる規定も、本法の制定がなければその者に対して提起されていたかもしれない訴訟又はその他の手続きを免除するものではない。

(3) 本法のいかなる規定も、何人にも、いかなる訴訟その他の手続きにおいてであれ、完全な証拠開示を行うこと、又は審問若しくは質問手続きの答弁を拒む権利を与えるものではないが、かかる証拠開示又は答弁書は、本法の第 10 章又は 1969 年税関法(1969 年法律第 4 号)の第 15 条(d)、(e)及び(f)の各号の違反に対する訴追においてその者の不利な証拠として採用が許されることがないものとする。

第 119 条 締約国に関する特則

商標の登録及び保護について自国の国民に与えると同じ特権をバングラデシュ国の国民に与えるバングラデシュ国以外のパリ条約又は世界貿易機関の加盟国である国との条約、協定又は取極の履行を目的として、政府は、官報で告示することにより、本法の目的上かかる国を締約国であるとすることができる。

第 120 条 条約出願に関する特則

(1) パリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国である締約国において商標の登録出願を行った者、又はその法定代理人若しくは譲受人が、当該締約国内における出願日から 6 月以内に優先出願の完全な詳細と認証謄本を添えてバングラデシュ国内において商標の登録出願を行う場合、その商標は、本法に基づいて登録される時、当該締約国における出願の日付で登録されるものであり、当該日は本法の目的上登録日と見なされる。

(2) 2 国以上の締約国において商標登録の出願が行われた場合、本条第(1)項にいう 6 月の期間はその中の最先出願が行われた日から数えるものとする。

(3) 本法のいかなる規定も、本法に基づく登録出願の日以前に発生した侵害により被った損害に係る賠償請求権を商標の所有者に与えるものではない。

第 121 条 互惠主義に関する規定

政府が官報に告示することにより特定した国が、商標の登録及び保護に関して自国の国民に認めると同じ権利をバングラデシュ国民に認めない場合、かかる国のいずれの国民も単独であると他の者との共同であるとかかわらず、次に掲げる権利を与えられない。

(a) 商標登録を出願すること、又は商標の所有者として登録簿へ登録されること。

(b) 登録商標の所有者の譲受人として登録されること。

(c) 本法第 45 条に基づき登録を申請すること、又は商標の登録使用権者として登録されるこ

と。

第 122 条 団体標章

本法上又はその時点で有効なその他の法律上明示的な別段の定めがない限り、本法の規定は適用可能な範囲内で団体標章に適用される。

第 123 条 情報及び通信技術の使用及び利用

(1) すべての通知、広告、命令及び使用のための指示を含むその他の事項は電子官報に告示することができ、電子回覧により公衆送信するものとされる記録はすべて電子回覧により公衆送信することができ、登録官は政府の事前承認を得てそのようにするために必要な措置を講じる。

(2) 電子官報の発行又は電子回覧の手段の使用に関する方式及び手順は政府により定められる。

説明：本法の目的上、「電子回覧」とはインターネットを介してホームページ上でデータおよび情報を直接オンライン処理することをいう。

(3) 本条に定める事項は、実行可能な限り 2006 年情報通信技術法(2006 年法律第 39 号)及び同法に基づいて制定される規則及び規程により規整されるものとする。

第 124 条 規則の制定

(1) 政府は官報に告示することにより本法の目的を実施するための規則を制定することができる。

(2) 具体的には、前述の権限の一般性を損なうことなく、かかる規則は次に掲げる事項を行うことができる。

(a) 商標登録を目的とする国際分類に従って商品又は役務の区分を定め、登録簿の記載をなす際に必要な限度で登録簿を改訂する権限を付与すること。

(b) 商標が複製された過程及び当該過程に関連する書類の作成を請求すること。

(c) 商標及びその他商標に関連する書類の複製の公告、販売又は頒布の安全を図り規制するために規定すること。

(d) 登録簿の記載を改訂するための手配をすること。

(e) 登録簿を縦覧可能とするために従うべき条件及び制限を規定すること。

(f) 登録証の様式を規定すること。

(g) 第 44 条第(1)項に基づく申請不受理に関する規定を定めること。

(h) 第 45 条第(1)項に基づく申請に添える追加の書類、情報又は証拠を規定すること。

(i) 第 66 条の解釈上、繊維製品としての商品区分を規定すること。

(j) 第 91 条に基づく登録官による費用の裁定を規定すること。

(k) 第 113 条にいう代理人がそれを前提に行動できる条件を規定すること。

(l) 本法に基づいて支払われるすべての手数料を規定すること。

- (m) 本法の運用の促進及びに資する場合は商標登録局の支局を設立し、当該支局で保管する登録の写しの作成につき規定すること。
- (n) 本法に基づく登録官に関する政府への手続きにおける申請書の作成方式、通知方式及び公告事項に係る方式を規定すること。
- (o) 本法により規定すべきことが求められる期限又は期間を規定すること。
- (p) 商標登録局及びその支局の業務に関する規制、及び本法により政府又は登録官の指揮監督下に置かれるすべての事項に関する規制を規定すること。
- (g) 第 70 条の目的で選択すべき見本の数を規定すること。
- (r) 綿織糸及び綿糸に印す方法、及び一定施設につき同条の規定の適用免除を規定すること。
- (s) 第 69 条の目的上、長さ又は反単位で一般に販売されるような反物と一見して明らかな商品を含む商品の区分を規定する。
- (t) 第 23 条の目的を遂行するため公衆通信情報技術の使用を規定すること。
- (u) 規定を要し又は規定が可能なその他一切の事項を規定する。

第 125 条 商標に関し議会に提出すべき報告書

政府は、前年 12 月 31 日を期末とする前年度における商標登録局業務に関する報告書を毎年 3 月 31 日までに国会へ提出させるものとする。

第 126 条 英文公開

政府は、本法施行後、官報告示により、本法の英語正本と呼ぶ本法ベンガル語本文の英語版を公開する。ベンガル語本文と英語本文の間に矛盾がある場合はベンガル語が優先する。

第 127 条 廃止及び特例

(1) 1889 年商品標章法(1889 年法律第 4 号)及び 1940 年商標法(1940 年法律第 5 号)は、以後廃止された法律といい、ここに廃止される。

(2) かかる廃止にもかかわらず、廃止された法律に基づき、なされた行為、制定された規則、発出された命令、通知、告示又は公告、商標の登録出願、若しくは審査係属中の商標に係る出願、又は発行された登録に係る出願、又はその他の取られた又は開始された措置又は手続きは、本法〔の〕規定と矛盾しないことを条件に、廃止又は改正されるまで有効とし、本法の関連規定に基づき行われ、制定、発出又は開始されたものとみなす。

第 128 条 特例に関する特則

(1) 2008 年商標条例(2008 年産業省令第 2 号)及び 2009 年商標条例(2009 年産業省令第 5 号)(以下「二条例」という。)に基づきなされた行為又は行われた処分は、本法に基づきなされ又は行われたものとみなす。

(2) バングラデシュ人民共和国憲法第 98 条(2)に基づき「二条例」の失効にかかわらず、当該失効後に当該「二条例」と連続性を有し、又は連続性を有すると解される行為がなされ若しくは処分が行われる場合、本法に基づきなされたか行われたものとみなす。